

株 主 各 位

東京都港区西新橋2丁目34番4号

キーコーヒー株式会社

代表取締役社長 柴 田 裕

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面またはインターネットいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月20日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださるか、47頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト（<http://www.web54.net>）より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 平成29年6月21日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区新宿6丁目14番1号
新宿区立新宿文化センター大ホール |

（開催場所については、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

- | | |
|---------|---|
| 報 告 事 項 | 1. 第65期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第65期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 当社発行株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

【書面による議決権行使の場合】

議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

【重複行使の取扱い】

議決権行使書用紙とインターネットの双方で議決権を重複して行使された場合、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、双方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

以 上

当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。(午前9時受付開始)

なお、事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（ホームページアドレス <http://www.keycoffee.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と企業基盤の強化のために必要な内部留保の確保と株主の皆様への利益還元を両立すべく、安定した配当に努めることを基本方針としております。

この基本方針に基づき、今後の業績見通し等を検討し、当期の期末配当及び剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。なお、本議案をご承認いただきますと、中間配当9円と合わせた当期の配当は、1株につき18円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金9円、総額 200,078,640円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月22日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,000,000,000円

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)4名全員の任期が満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株 式 数
1	しば た ゆたか 柴 田 裕 (昭和39年1月12日生)	昭和62年3月 当社入社 平成9年4月 第一営業部長 平成9年6月 取締役就任 平成11年4月 広域営業本部副本部長 平成12年10月 常務取締役就任 平成12年10月 企画本部長 平成13年4月 マーケティング本部長 平成13年6月 専務取締役就任 平成14年1月 代表取締役専務取締役就任 平成14年7月 代表取締役社長就任（現任）	467,500株

取締役の候補者とする理由

柴田 裕氏は、営業部門及び企画・マーケティング部門等での業務経験を経て、経営的立場での豊富な業務経験を有しております。平成14年7月からは当社の代表取締役社長として、グループ経営を統括する立場で積極的に活動を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株 式 数
2	にい かわ ゆう じ 新 川 雄 司 (昭和29年1月1日生)	昭和52年3月 当社入社 平成9年4月 総合企画室長 平成11年6月 取締役就任 平成12年4月 経営企画室長 平成13年4月 生産本部長 平成15年4月 管理本部長 平成15年6月 常務取締役就任 平成19年6月 専務取締役就任 平成21年4月 品質保証部管掌（現任） 平成21年5月 スラウェシ興産株式会社 代表取締役社長就任 平成23年6月 ニック食品株式会社 代表取締役社長就任（現任） 平成25年6月 取締役専務執行役員就任 平成25年6月 管理本部兼SCM本部管掌（現任） 平成27年6月 取締役副社長執行役員就任（現任）	17,700株

取締役の候補者とする理由

新川 雄司氏は、企画部門、生産部門及び管理部門等での豊富な業務経験を有し、また、グループ会社の代表取締役を務めるなど、経営的立場での豊富な業務経験を有しております。平成11年6月からは当社の取締役として、積極的に活動を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株 式 数
3	かわ また かず お 川 股 一 雄 (昭和32年11月12日生)	昭和58年3月 当社入社 平成12年4月 第一営業部長 平成15年4月 広域営業本部長 平成15年6月 取締役就任 平成17年6月 常務取締役就任 平成18年4月 事業本部長 平成20年4月 営業統括 平成23年4月 経営企画本部長 平成23年6月 キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長就任（現任） 平成25年4月 マーケティング本部長（現任） 平成25年6月 取締役常務執行役員就任 平成25年6月 調達グループ管掌 平成27年4月 イリー事業部管掌（現任） 平成27年6月 取締役専務執行役員就任（現任）	13,400株

取締役の候補者とする理由

川股 一雄氏は、営業部門、企画・マーケティング部門等での豊富な業務経験を有し、また、グループ会社の代表取締役を務めるなど、経営的立場での豊富な業務経験を有しております。平成15年6月からは当社の取締役として、積極的に活動を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株 式 数
4	お ざわ のぶ ひろ 小 澤 信 宏 (昭和35年1月6日生)	昭和57年3月 当社入社 平成13年4月 第二営業部長 平成15年4月 第一営業部長 平成17年7月 広域営業本部長 平成19年6月 取締役就任 平成22年4月 広域営業本部管掌 平成24年4月 特販営業本部長 平成25年4月 取締役常務執行役員就任（現任） 平成25年4月 営業統括（現任） 平成25年6月 特販営業本部兼流通営業本部兼事業本部管掌（現任） 平成29年4月 ストラテジーソリューション事業部管掌（現任）	9,200株

取締役の候補者とする理由

小澤 信宏氏は、営業部門での豊富な業務経験を有し、平成19年6月からは当社の取締役として、また、平成25年4月からは営業統括として当社の営業全般を統括、推進するなど積極的に活動を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

(注) 取締役候補者と当社との間の特別の利害関係について

(1) 新川 雄司氏との利害関係

同氏は、ニック食品株式会社の代表取締役社長を兼務しております。当社は同社に原料用コーヒーを販売するとともに、製商品の加工を委託しております。また、当社は同社より飲料製品等を購入しております。

(2) 川股 一雄氏との利害関係

同氏は、キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社にレギュラーコーヒー製品等を販売しております。

(3) その他の取締役候補者との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の監査等委員である取締役4名全員の任期が満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株数
1	清水 信行 (昭和29年5月12日生)	昭和53年3月 当社入社 平成13年4月 財務部長 平成21年4月 生産本部長 平成23年4月 監査室長 平成24年6月 監査役就任 平成27年6月 取締役（監査等委員）就任(現任)	5,500株

監査等委員である取締役の候補者とする理由

清水 信行氏は、生産部門及び管理部門等での豊富な業務経験を有し、また、監査室長、監査役を務めるなど、監査業務での豊富な経験を有しております。また、平成27年6月からは当社の監査等委員である取締役として積極的に活動を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株 式 数
2	まえ はら かず まさ 前 原 一 雅 (昭和16年3月6日生)	昭和46年4月 ビート マーウィック ミッチェル会 計事務所入所 経営コンサルティング部マネージャー 昭和57年7月 同所退所 昭和57年7月 ルイ ヴィトン ジャパン入社 法務渉外担当取締役 不正商品対策室長 日本商標協会常務理事 平成13年3月 同社退社 平成13年6月 当社監査役就任 平成27年6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	2,500株

監査等委員である取締役の候補者とする理由

前原 一雅氏は、経営コンサルティングや世界的な一流ブランド企業での取締役としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しております。また、平成13年から当社の監査役を務め、豊富な経験を有しております。平成27年6月からは当社の監査等委員である取締役として積極的に活動を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株 式 数
3	すぎ やま さとる 梶 山 智 (昭和34年4月17日生)	昭和61年4月 株式会社コスモ総合研究所入所 平成8年3月 プライスウォーターハウス青山監査法人入所 マネージングディレクター、 戦略コンサルティング・サービス部門担当 平成16年4月 D. グラント・コンサルティング株式会社設立 代表取締役パートナー就任（現任） 平成16年6月 中央物産株式会社監査役就任 平成23年6月 当社監査役就任 平成27年6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	200株

監査等委員である取締役の候補者とする理由

梶山 智氏は、D. グラント・コンサルティング株式会社の代表取締役パートナーであり、企業経営者及び経営コンサルタントとしての豊富な経験、幅広い知見を有しております。また、平成23年から当社の監査役を務め、平成27年6月からは当社の監査等委員である取締役として積極的に活動を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株 式 数
4	なか がわ こう ぞう 中 川 幸 三 (昭和26年3月5日生)	昭和55年11月 デロイト・ハスキング・アンド・セル ズ公認会計士共同事務所（現、有限 責任監査法人トーマツ）入所 昭和60年2月 公認会計士登録 平成23年9月 有限責任監査法人トーマツ退所 平成23年10月 中川幸三公認会計士事務所開設（現任） 平成23年12月 税理士登録 平成23年12月 中川幸三税理士事務所開設（現任） 平成24年6月 当社監査役就任 平成24年6月 株式会社プロネクサス監査役就任（現任） 平成25年6月 株式会社ニッキ監査役就任（現任） 平成27年6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	1,500株

監査等委員である取締役の候補者とする理由

中川 幸三氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として培われた専門的な知識・経験を有しております。また、平成24年から当社の監査役を務め、平成27年6月からは当社の監査等委員である取締役として積極的に活動を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 清水 信行、前原 一雅、梶山 智及び中川 幸三の各氏の当社での監査等委員である取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
3. 前原 一雅、梶山 智及び中川 幸三の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、清水 信行、前原 一雅、梶山 智及び中川 幸三の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額（最低責任限度額）であります。
5. 当社は、前原 一雅、梶山 智及び中川 幸三の各氏を、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、前原 一雅、梶山 智及び中川 幸三の各氏との間で、買収防衛策に係る独立委員委任契約を締結しております。

第4号議案 当社発行株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成20年4月23日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定し、同年6月24日開催の当社第56期定時株主総会において、株主の皆様からのご承認を頂きました。

今般、当社は、本プランの有効期間が本総会の終結の時をもって満了となることを受け、平成29年5月19日付「当社発行株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」で公表いたしましたとおり、同日開催の取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを継続することを決定いたしました。

本議案は、当社現行定款第41条第1項の定めに基づき、本プランの継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランの継続につきましては、当社を取巻く社会情勢及び経営環境の変化並びに買収防衛策に関する各種議論の動向等も踏まえたうえで、継続を決定したものであります。なお、本プランの基本的な内容はこれまでのものと同一であります。

本プランは、大規模買付行為のうち、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さないものを抑止することを目的として、そのために、株主の皆様が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を十分に吟味する時間を確保していただくべく、導入されたものであり、大規模買付行為そのものを阻害したり、大規模買付行為に応じるか否かという株主の皆様の判断の機会を奪ったりするものではありません。

本プランの継続につきましては、上記取締役会に出席した監査等委員である取締役全員（社外取締役3名を含みます。）が、いずれも本プランの継続に賛成する旨を表明しております。

本プランの具体的内容につきましては、別紙（10頁～46頁）をご参照下さい。

なお、当社は、本日現在、当社株式に対する大規模買付行為の提案を受けておりませんことを、念のため申し添えます。

以 上

別紙

第1 本プラン継続に関する当社の基本的考え方

1 当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社及び当社グループの企業価値（以下、単に「当社の企業価値」といいます。）、ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくことを究極の目的としております。

そのため、当社は、当社株式の大規模買付けや支配権の移転を伴う買収提案（以下「買収提案」といいます。）を行う者（以下「買収提案者」といいます。）のうち、その目的から見て当社の企業価値の向上や株主共同の利益の確保・向上に対し明白な侵害をもたらす者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者としては、不適切であると考えております。

他方で、買収提案が、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に寄与するものであれば、当社は、一概にその買収提案を否定するものではなく、むしろ、株主の皆様が、当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するとご判断されるのであれば、その意思に基づき、当該買収提案に応じていただくべきだと考えております。

しかしながら、買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものかどうかを株主の皆様にご判断いただくためには、株主の皆様は、当社の企業価値を構成する有形・無形の要素や、人的・物的経営資源を把握していただいた上で、買収提案者の当社の企業価値に対する評価及び当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の向上・確保のための戦略、施策、考え方等の当該買収提案に関する情報を必要かつ十分に取得していただき、さらに、その情報と当社現経営陣の経営方針等とを、必要かつ十分に対比・検討していただかなければなりません。

しかるところ、買収提案者が株主の皆様に対し買収提案に対する諾否を判断するために必要かつ十分な情報提供を行わない場合には、株主の皆様が上記の必要かつ十分な対比・検討をするための前提を欠くことになる結果、株主の皆様は、当該買収提案者による当社の経営支配権の取得が当社の企業価値を損なうのではないかと疑念を抱かせ、当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するかどうかについての適切な判断を妨げるものといわざるを得ません。特に、後述するように個人株主増加政策を推進してきた当社にとって、個人株主であることから生じる情報の不足や偏りを克服していくことは、必須の要請であるといえます。

従いまして、当社は、買収提案者のうち、株主の皆様に対し買収提案に対する諾否を判断するために必要かつ十分な情報提供を行わない者又は当該情報と当社現経営陣の経営方針等とを対比・検討するのに必要かつ十分な時間を与えない者は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものではなく、買収提案者としては不適切であると考えております。

以下の2及び3では、株主の皆様にも当社の企業価値と現経営陣の経営方針等をご理解いただくべく、本書の場を借りて、当社の企業価値の源泉と現経営陣の経営方針等について明らかにするとともに、当社が、いかなる者を不適切な買収提案者と考えているのかについて、明らかにすることと致します。

2 当社の企業価値の源泉

- (1) 当社は、大正9年に横浜の地に創業され、コーヒーの焙煎・コーヒー等の販売を目的とする「木村商店」をその起源として以来、コーヒーを究めることに対する情熱の下に、コーヒーの輸入・製造・販売等に力を入れるだけでなく、よりおいしいコーヒー豆を追い求めて、コーヒー農場の開発・経営をも手懸けるなど、長年にわたり、コーヒー関連事業に携わって参りました。

現在の社名ともなっている「キーコーヒー」の「キー」には、「コーヒーの味覚を開き、日本のコーヒー文化の扉を開く鍵でありたい」との想いを込めておりますが、当社のこれまで歩んできました軌跡を振り返りますと、コーヒー業界において、その想いに違わない積極的な企業活動を行い、キーコーヒーの歴史は日本のコーヒーの歴史そのものであると言っても過言ではないものと自負しております。

また、当社は、平成9年に東京証券取引所市場第一部に上場を果たしたことをきっかけに、いわゆるパブリック・カンパニーとして、社会的責任を全うすることが強く求められるようになりました。

そこで、当社は、コーヒーを究めるという創業以来の企業理念に加え、「お客様、株主、社員の満足度向上と社会との共生」という経営方針を打ち出して、生活者の視点に立ったCSR活動にも取り組みつつ、「一杯のコーヒーを深めることで、人と人の絆をつくり、あらゆるシーンを喜びで満たしていく、情熱的なコーヒーの探求者」を目指すことに致しました。

当社は、これからも、かかる企業理念・経営方針の下に、理想とする企業像を目指して、邁進いたす所存であります。

- (2) このような歴史を経て培われてきた現在の当社の企業価値の源泉は、「キーコーヒー」そのものの存在感、すなわち、ブランド力にあります。

先述の通り、当社は、大正時代からコーヒーを究めるという企業理念の下、コーヒー事業に深く関わり続け、多くの方々においしいコーヒーが醸し出す心のゆたかさと深い喜びを提供し続けてまいりました。すなわち、当社は、まさしくコーヒーへの道を開く「キー」としての使命を果たしてきたのであって、現在では、ご家庭から職場に至るまで、あらゆるコーヒーの飲用シーンで、「キーコーヒー」が認知されております。

このように長年にわたり培ってまいりました「キーコーヒー」の持つブランド力は、当社に対し安定的な収益をもたらすだけではなく、そのブランド力を活かした積極的な事業活動の展開を可能にするとともに、他方で、そのブランドゆえに求められる社会的責任を果たすべく行動する規律でもあり、当社にとってかけがえのないものとなっております。

すなわち、「キーコーヒー」ブランドは、現在においても将来においても当社事業の原動力・推進力であるとともに、当社の歩むべき方向を定める道標でもあり、まさに、当社の価値を生み出す源そのものであります。

3 当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組み

当社は、かかるブランド力を当社の企業価値の源泉として最大限に活かして、今後の事業展開を図っていくとともに、かかるブランド力に恥じない社会的責任を全うすることで、より一層、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を目指すべく、以下のような取り組みを実施しております。

(1) コーヒーへのこだわり

コーヒーは、いうまでもなく、コーヒー豆を原料としているのであって、高品質のコーヒー豆は、すなわち、コーヒーのおいしさを生み出すための第一歩となるものであります。

当社は、創業当時よりこのことを深く認識していたため、海外のコーヒー豆栽培農家と緊密な信頼関係を築き、より品質の高いコーヒー豆を適正な価格で安定的に確保できるように努力するとともに、当社自身も、戦前よりコーヒー農場を直接開発することに取組み、理想とするコーヒー豆作りを追い求めてまいりました。

特に、農場作りから取組みを行い、昭和53年に幻のコーヒーとして復活させ当社のフラッグシップ商品として位置付けておりますトアルコトラジャは、当社のコーヒーに対する飽くなき情熱が生み出した、世界でもトップクラスの品質を誇るコーヒー豆であり、そこから醸し出される豊かなアロマとまろやかな酸味、そして、しっかりとしたコクは、多くのコーヒーファンの舌を唸らせています。その優れた品質はロングセラー商品である当社スペシャルブレンドとともに食品のミシュランガイドとも称され、モンドセレクションと並びヨーロッパ二大品評会であるiTQi（国際味覚審査機構）の品評会で優秀味覚賞を受賞しました。

当社は、本年（平成29年）発売39周年を迎えたトアルコトラジャの存在価値に磨きをかけるとともに、来るべき創業100周年に向けては2世紀企業の礎を築き、「キーコーヒー」のブランドがあらゆる世代の生活者に信頼され、いつの時代にもお客様から最初に選ばれるコーヒー会社であることを目指し、ブランド力のさらなる向上にまい進致しております。

(2) 生産設備の整備

コーヒー豆がどれほど素晴らしいものであっても、それを製品化する生産設備が不十分なものであれば、コーヒーの持つ光は失われてしまいます。

そこで、当社は、平成13年から衛生管理機能に重点を置いた形で全国4箇所 に存在する当社工場のリノベーションに取り組み、10年先、20年先の将来を見据えた最新鋭の食品工場とするための設備の整備・改善及び生産能力の向上を図りました。

このリノベーションは、平成19年5月に完了し、現在では全ての工場で、高度の衛生管理機能の下、高品質のコーヒー豆を最大限に活かした製品作りを行い、さらに鮮度を保って皆様の手にお届けできる生産及び物流体制が構築されております。

なお、この当社4工場は、平成24年に認証機関「GFSI」より、これまでの食品安全マネジメントシステム国際規格「ISO22000」と食品製造業向け食品安全プログラム「PAS220:2008」を組み合わせたグローバルな食品安全認証システムである「FSSC22000」の認証を受けました。

当社は、こうした生産設備を最大限に活かし、皆様の信頼をより厚いものとし、キーコーヒーブランドの存在価値を高めて参ります。

(3) 市場の開拓

コーヒーを生業とする当社にとって、上述した高品質のコーヒー豆とそのおいしさを産み出す生産設備は、ともに欠くことの出来ない存在です。

しかし、同時にお客様のニーズに応じた多様なコーヒー製品を提供することや、満足度の高いきめ細やかな営業活動を展開することによって、キーコーヒーブランドに対するお客様の期待に応え、信頼感をさらに強めていくことも、当社のブランド力の更なる向上にとって、必要不可欠のものと考えています。

当社は、この観点からも、種々の施策を立案・実行しております。

例えば、業務用市場に向けては、お得意先の繁栄を目指したきめ細やかな企画提案型の営業活動を店舗別・業態別に展開し続けております。

また、家庭用市場に向けては、生活者の視点に立った製品や、食の安全・安心にこだわった製品など、明確なコンセプトを持った差別性のある新製品を、積極的に開発、販売してまいりました。

その他にも、オフィスコーヒーサービス・自動販売機向け製品群の充実や、コーヒーをより身近に感じていただくための多種多様な店舗展開等といった、コーヒー市場の裾野拡大へ向けた取り組みを行い、さらには、イタリアントマト、ルノアール、アマンドなど周辺の関連食品事業や飲食事業への展開、イタリア・イリーカフェ社のエスプレッソコーヒーの販売、インターネット通販市

場でのコーヒー販売の有力企業であるhonu加藤珈琲店の子会社化、今春3月から開始した紅茶の世界的なブランドである「リプトン」製品の国内家庭用市場での販売総代理店としての活動などを通じて当社の事業領域を着実に広げる等々、お客様のご期待に応え、キーコーヒーブランドに対する信頼感を強めるための企業努力を挙げれば、枚挙に暇がないといっても過言ではありません。

当社は、このような事業活動を通じて、キーコーヒーブランドを、より確固たる存在にしていきたいと考えております。

(4) 研究開発

また、上記のような事業活動は、市場のニーズを的確に把握し、それを取り入れた製品の開発が可能となって、初めて奏効するものといえます。

そのため、当社は昭和60年にコーヒーの基礎研究とともに、新商品の開発、新技術の発明を目指して研究所を設立し、平成18年には開発志向をより明確にするために開発研究所に改称し、より営業活動に密接に関連した形での研究開発を行っており、その活動は、氷温技術を深化させて際立つ甘い香りとまろやかな味わいを実現した氷温熟成珈琲や、煎りたて・挽きたての香り高い味わいの特徴とする、モンドセレクション最高金賞を受賞したアロマフラッシュ製品等々といった成果となって結実しています。

当社は、このような研究開発活動を礎として、キーコーヒーブランドのさらなる発展を企図しています。

(5) CSR活動

ブランド力の向上は、同時に、当社の社会に対する責任を一層強く担わせるものであります。

特に、当社は、平成9年以降、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますので、その責任は、お客様に対するものだけでなく、当社に出資いただいている多くの投資家の皆様に対しても負うべきものとなっております。

当社に課されたこのような責任は、非常に重く、易々と果たせる類のものではないことは、確かです。

しかし、その反面、当社がその責任を果たしたあかつきには、キーコーヒーブランドに対する皆様の信頼を一層高め、キーコーヒーブランドの更なる飛躍を実現することが可能となります。

当社は、このような観点から、その社会的責任を全うすべく、種々の取り組みを行っております。

その全貌については、当社発行の社会・環境報告書をご参照いただければと存じます¹が、例えば、生産地の社会福祉に貢献し、環境にもやさしいレイノフォレストアライアンス認証コーヒーを100%使用した製品を開発するといったこ

とが挙げられます。また、当社が常に地域社会の人々と共に発展することを目指して行ってきましたインドネシア・スラウェシ島におけるトラジャ事業は、C S Rという言葉が市場で耳目を集める遙か以前から取り組んできたC S R活動そのものであり、当社直営のパダマラン農場は、「レインフォレストアライアンス」及び「グッドインサイド」の2つの認証を取得するという国際的にも競争力があるコーヒー農場となっております。

また、トラジャの生産農家の栽培技術向上に資するべくコーヒーアワードを創設するなど、現地との一体化と共生を深めています。その表れとして、平成26年、農場のある南スラウェシ州より、環境・雇用・納税などの面で優秀な業績をあげた企業として表彰されました。

さらに、当社は平成28年4月から、未来に向けたコーヒー産業の発展を支援する世界的な非営利の研究機関「World Coffee Research」（本拠地：米国 テキサス州）の日本初のゴールドメンバーとして、同団体が取り組む高品質なコーヒーの安定供給、生産者の経済的かつ社会的地位の向上などを目的とした「国際品種栽培試験」活動への協力を行っております。

当社は、このようなC S R活動を通じて、キーコーヒーブランドのさらなる発展を目指しています。

(6) コーポレートガバナンスの強化

当社は、平成25年4月1日より、経営判断の意思決定スピードを速めるとともに経営と業務執行を分離することで執行責任と権限を明確にするために、執行役員制度を導入しております。

当社の取締役会は、月1回の定時取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。また、経営環境の変化にすばやく対応するために、原則として週1回、取締役、執行役員及び経営幹部で構成する業務執行会議を開催し、各執行役員及び各部門の業務執行に関する状況報告と、これに基づく具体的な対応策を決定しています。

さらに、当社は、平成27年に監査等委員会設置会社へ移行し、これによりそれまでの監査役会制度にも増して客観的観点からのモニタリング機能及び当社グループ企業全体も含めた内部統制の更なる向上を図り、当社経営の健全性と効率性の強化に努めております。

また、当社は、会社法の改正及びコーポレートガバナンス・コードとこれに関連する東京証券取引所上場規則の改正をふまえて内部統制システムの強化を図っております。

当社は、これらの諸施策により、当社経営に対する監督、監視機能の充実を図り、透明性の高い経営の実現を目指しております。

4 総括

(1) 上記 2 及び 3 で明らかにしたとおり、当社は、品質の高いコーヒーをお客様にご提供するとともに、お客様のニーズに応じた事業活動を展開し、その期待に応え、さらに、当社に課された社会的責任をも全うすることで、創業以来培われてきたキーコーヒーブランドに対する評価を維持するだけでなく、そのブランド力を発展・向上させることを企図しております。

これは、ひとえに、現在における当社の企業価値の源泉が、キーコーヒーという存在感、ブランド力にあることを重々認識しているからであり、このようにキーコーヒーブランドを発展・向上させることにより、お客様をして、当社が「一杯のコーヒーを深めることで、人と人の絆をつくり、あらゆるシーンを喜びで満たしていく、情熱的なコーヒーの探求者」とであると認識していただくことこそが、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保・向上させていく手段・方策であると確信しております。

上記で明らかにした当社の取り組みは、そのための手段となるべきものです。いずれの手段も、一朝一夕に功を奏するものではなく、長年の研究と経験に裏打ちされた地道な努力の積み重ねによって、10年、20年、あるいはそれ以上の年月を経て、ようやく、結実するものといえます。

このことは、当社が、90年を超える歴史を経てようやく現在の地位を築き上げてきたことから、明らかです。他方で、このようなブランド力というのは、お客様の当社に対する長年の信頼感と期待感を基礎とするものであって、それが崩れるのに多くの時間を要しないことは、過去の食品業界における不祥事案から見て明らかです。

それゆえに、当社は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保・向上させるためには、中期的・長期的な視点に立った継続的な計画に基づき、お客様の当社に対する信頼感・期待感を崩さないように慎重に、しかし、時としてそれらに応えるべく大胆に、その事業を推進していくことが不可欠であると考えております。

従いまして、当社の経営理念、社会的使命及び企業価値の源泉を十分理解することなく、短期の売り抜け等を目的とする買収提案者は、当社の中期的・長期的かつ継続的な事業の遂行に支障を来し、ひいては、お客様の当社に対する信頼感・期待感を消失させ、結果的に、当社の企業価値を減殺することになりかねないことから、当社は、かかる買収提案者を、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらす者であり、当社の財務及び事業の方針を決定する者としては、不適切であると考えております。

(2) ところで、平成29年3月31日現在の当社の大株主の状況は別紙1のとおりですが、同日時点においては、当社の現社長である柴田裕並びにその共同保有者²及び特別関係者³、同氏以外の当社の役員並びにその共同保有者及び特別関係者、同氏が代表者である資産管理会社の博友興産有限会社、キーコーヒー取引先持株会、キーコーヒー役員持株会並びにキーコーヒー社員持株会といった当社の関係者（以下「当社関係者」といいます。）が、当社の発行済株式の約21%を保有しております。

しかしながら、そもそも当社が公開会社である以上、当社株式は、株主の皆様からの自由な意思に基づき自由に譲渡され得るものであり、当社関係者につきましても、各々の事情により、その保有する株式を譲渡・処分することは十分にあり得るところです。また、将来的に不可避である相続を契機としても、当社関係者から当社株式が分散していく可能性があります。現に、当社が創業100周年を間近に控えていることの必然の結果として、創業者が有していた株式は、創業者の第2世代・第3世代等にわたって広く分散しており、また、当社関係者が保有する当社の発行済株式数についてみても、当社が個人株主の市場参加を促すべく当社株式の売出しを行った最初の年である平成15年以降、本定時株主総会に係る基準日時点（平成29年3月末）までの間に、約70万株減少しています。創業者の第2世代の高齢化や世代交代等による創業者との関係の希薄化が進展していることを踏まえ、今後も、当社関係者及びその他の創業者関係者から当社株式が分散していく可能性は、高まりこそすれ、低まることはないと思われます。

さらに、今後の事業拡大及び設備投資のために資金調達が必要になる場合が想定されるだけでなく、近年の厳しい経済環境の下、事業再編やM&Aが活発化しており、当社としても、今後、M&A等の実施を模索する可能性があります。その際の資金調達方法として、当社は、必ずしも金融機関からの借入れ等のみを想定しているわけではなく、資本市場からの調達も有力な選択肢の一つとなっており、この場合には、当社の株式がより一層分散し、各株主の株式保有比率が希釈される可能性があります。

そして何より、当社は、株主政策として、度々、個人株主の市場参加を促す取り組みを実施しております。この取り組みは、当社が平成6年1月に日本証券業協会に店頭登録して以来継続的に行っているもので、株主優待制度の導入・充実、株式売買単位の引き下げ等の種々の努力の結果、当社の株主数は、平成23年3月末時点において、店頭登録時の約21倍である約3万1,000名にまで増大し、その後も、平成25年2月に株式売出しを行ったことから、同年3月末時点においては、約5,000名増の約3万6,000名にまで増加しました。本定時株主総会に係る基準日時点（平成29年3月末）では、更に約3,000名増の約3万9,000名となっております。

かかる当社の取り組みは、東京証券取引所においても、平成18年度（第5回）個人株主拡大表彰を受賞するなどといった形で高く評価されているところであり、かかる当社の施策によって、今後も当社株式の流動性が高まっていくことが予想されますので、それに伴い、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性も、高まってまいります。

また、翻って、かようにして増加する個人株主の皆様の視点に立ってみると、現実問題として、あくまで「個人」株主であることの限界によって生じる情報の不足や偏りが生じることを、否定することはできません。他方で、大規模買付行為は、当社の経営の重大な転機となり得るものであるため、個人株主の皆様にとって極めて関心の高い重要事項であることに、疑いの余地はありません。そうである以上、大規模買付行為に際しては、かかる個人株主の皆様に対して、必要かつ十分な情報の提供が要請されてしかるべきであり、しかも、この要請は、個人株主の増加に比例して、高まっていくものであります。

そのため、当社は、買収提案者のうち、株主の皆様に対し買収提案の諾否を判断するために必要かつ十分な情報提供を行わない者又は当該情報と当社現経営陣の経営方針等とを対比・評価するのに必要かつ十分な時間を与えない者をもって、買収提案者としては不適切であると考えております。

- (3) このように、当社は、当社の企業価値を毀損する買収提案者から当社を守るために、また、特に個人株主の皆様に、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を取得したうえで、当該大規模買付行為に対する適切な評価をしていたために、本プランの導入が必要不可欠であると判断し、その導入を決定したものであり、導入以後の当社を取巻く経営環境の変化、法令ならびに東京証券取引所の諸規則の改正、その他の買収防衛策に関する動向等を踏まえても、その必要性に変わりはないと判断したことから、この度、本定時株主総会において本プランの継続について株主の皆さまのご承認が得られることを条件に、その継続を決定した次第です。

第2 本プランの内容

1 本プランの目的

本プランは、上記「第1 本プラン継続に関する当社の基本的考え方」（以下「基本的考え方」といいます。）に明記したとおり、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、当社取締役会が、本定時株主総会の承認決議を条件として、継続を決定したものです。

当社取締役会は、基本的考え方に明記したとおり、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない買収提案者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えております。

しかしながら、買収提案者がこうした不適切な者に該当するか否かは、必ずしも明らかではなく、それは、買収提案者及び当社の現経営陣から必要かつ十分な情報が提供され、あるいは、買収提案者との間で十分な協議・交渉がなされ、かつ、株主の皆様によりによって得られた情報を十分に吟味する時間を確保していただいて、はじめて判断可能な事項であると考えられます。

そこで、当社取締役会は、本定時株主総会の承認決議を条件として、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を抑止するために、大規模買付行為が行われるにあたって、株主の皆様にも、当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を十分に吟味する時間を確保していただくための枠組みを継続することに致しました。

本プランを通じて、株主の皆様が、より一層、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていただければ幸甚です。

なお、当社は、本日現在、当社株式に対する大規模買付行為の提案を受けておりませんことを、念のため申し添えます。

2 本プランの概要

本プランの概要は、以下の通りとなります。

なお、本プランの手続きに関するフロー図を別紙2に示してありますので、併せてご参照ください。

(1) 大規模買付行為者に対して要求する手続の設定

本プランは、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付行為者」といいます。）が現れた場合に、当該大規模買付行為者に対して、必要かつ十分な情報提供を要求し、また、当該大規模買付行為者との交渉の機会を確保する等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

そして、大規模買付行為者は、本プランにおいて定められた手続きに従って大規模買付行為を実施しようとする場合には、当社取締役会又は当社株主総会において、本プランの発動・不発動に係る決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実施してはならないものとしております。

(2) 新株予約権の無償割当てによる防衛

大規模買付行為者が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく大規模買付行為を行う場合又は当該大規模買付行為が、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、大規模買付行為者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が大規模買付行為者以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、割当期日における当社

を除くすべての当社の株主に対して、無償割当ての方法により割当てます（以下、このようにして割当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた後、その行使又は当社による本新株予約権の取得に伴う大規模買付行為者以外の株主の皆様に対する当社株式の交付が行われた場合には、大規模買付行為者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈される可能性があります。

(3) 当社独立委員会の設置

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の判断に際しては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規則を定め、当該規則に従い、独立性の高い社外役員等から構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を最大限尊重することとしております。独立委員会規則の概要については、別紙3をご参照ください。また、委員の氏名及び略歴は、別紙4をご参照ください。

(4) 株主意思の尊重

本プランにおいては、適時適切に、株主の皆様に必要な情報をご提供することによって、株主の皆様の当該大規模買付行為に対する意思が、より適切に形成されるようにし、もって、株主の皆様の真意が、十分に尊重されるように配慮しております。

また、単に必要なかつ十分な情報を株主の皆様提供するだけに留まらず、当社独立委員会が、大規模買付行為者による大規模買付行為について、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うこととなる要件への該当性の有無が問題になっている場合には、株主総会に付議するよう勧告できることとし、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点からの本新株予約権の無償割当ての実施・不実施の判断を、株主総会の決議に委ねられることとしております。これにより、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うこととなる要件への該当性が明確でない場合には、大規模買付行為者による大規模買付行為の是非に関する判断を株主自らが行える形となり、株主の皆様の意思がより尊重されるように配慮しております。

さらに、当社取締役会は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切であると判断した場合には、株主総会を招集し、当該株主総会に、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る議案を付議することもできることになっております（ただし、当社取締役会がかかる付議を行えるのは、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告しているときのみとなります。）。

加えて、本プランの効力を短期間に限定し、原則として2年毎に、株主の皆様には本プランの採否についてご判断を頂く機会を設けるとともに、本プランの有効期間内においても、株主の皆様のご意思で、本プランの採用を取りやめることができる場合があることを定めております。

3 本プランの詳細

(1) 本プラン発動に係る手続

ア 対象となる大規模買付行為

(ア)本プランは、下記の①乃至③に該当する行為（ただし、当社取締役会が予め同意をした行為を除きます。）を、適用対象としております。

大規模買付行為を行おうとする者は、本プランに定められる手続きに従っていただきます。

記

- ① 当社が発行者である株券等⁴に関する当社の特定の株主の株券等保有割合⁵が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得⁶
- ② 当社が発行者である株券等⁷に関する当社の特定の株主の株券等所有割合⁸とその特別関係者⁹の株券等所有割合との合計が、20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得¹⁰
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含む。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者¹¹に該当するに至るような合意その他の行為又は当該特定の株主と当該他の株主との間に、その一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同乃至協調して行動する関係¹²を樹立する行為¹³（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が、20%以上となるような場合に限る。）

以 上

(イ)なお、当社取締役会は、大規模買付行為を行おうとする者が存在するという事実について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

イ 大規模買付行為者の義務

大規模買付行為者は、本プランにおいて定められた手続きに従って大規模買付行為を実施しようとする場合には、当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実施してはならないものとします。

ウ 大規模買付行為者に対する情報提供の要求

(ア)大規模買付行為を開始又は実行しようとする大規模買付行為者は、事前に、当社取締役会に対し、本プランに従う旨の宣誓文言等を記載した「買付意向表明書」を提出していただきます。

この買付意向表明書には、大規模買付行為者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び行おうとする大規模買付行為の概要を、日本語で明示していただきます。

(イ)当社取締役会は、大規模買付行為者から買付意向表明書の提出を受けた後、直ちに、これを当社独立委員会に提供するものとし、当社独立委員会は、かかる買付意向表明書の提供を受けてから10営業日以内に、大規模買付者に対して、提供すべき情報（以下「必要情報」といいます。）を記載した「必要情報要求書」を、当社取締役会を通じて、交付します。

必要情報の具体的内容は、当該大規模買付行為者に関する具体的な事情によって異なりますが、通常は、下記の情報の提供を求めることになります。

記

- ① 大規模買付行為者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、株主等出資者の構成（株主名簿等出資者の構成が分かる資料があれば、それを提出することとする。）財務内容、当該大規模買付行為者による大規模買付行為と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含む。）。
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行の蓋然性等を含む。）。
- ③ 大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含む。）及びその算定根拠等を含む。）。
- ④ 大規模買付行為者による当社の株券等の過去の取得に関する取得時期、取得数、取得価額及び取得方法等、並びに大規模買付行為者による当社の株券等の過去の譲渡に関する譲渡の時期、譲渡数、譲渡価額及び譲渡方法等。
- ⑤ 当社の株券等に関して各情報開示者が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものを含み、また履行可能性の有無を問わない。）の内容。
- ⑥ 大規模買付行為の価格の算定にあたって第三者機関に意見等を聴取した場合は、当該第三者機関の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて

対価を決定するに至った具体的な経緯。

- ⑦ 大規模買付行為等の資金の裏付け（大規模買付行為の資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）。
- ⑧ 大規模買付行為の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策。
- ⑨ 大規模買付行為の後における当社の株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針。
- ⑩ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策。
- ⑪ 当社の有価証券を取得した後、第三者に譲渡すること等を目的とする場合は、当該第三者の概要（上記①に準じた内容）及び大規模買付行為者及びそのグループとの関係、並びに当該第三者が当社有価証券を譲り受ける目的及び譲受け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策と当社及び当社グループの株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者への対応方針並びに具体的施策。
- ⑫ 大規模買付行為に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得可能性。
- ⑬ 大規模買付行為完了後の当社グループの経営において必要な許認可維持の可能性及び各種法令等の規制遵守の可能性。
- ⑭ その他当社独立委員会が合理的に必要と判断する情報。

以 上

(ウ)大規模買付行為者には、必要情報要求書に応じて、それに対する回答が日本語で記載された書面（以下「必要情報回答書」といいます。）を、当社取締役会に提出していただきます。

(エ)当社取締役会は、大規模買付行為者から提出された必要情報回答書を、直ちに、当社独立委員会に提供します。

当社独立委員会は、買付意向表明書や必要情報回答書に記載された内容が不十分であり、追加的な必要情報の提供を求めるべきであると判断した場合には、回答期限を定めた上で、大規模買付行為者に対し、当社取締役会を通じて、追加が必要と判断された必要情報が日本語で記載された書面（以下「追加回答書」といいます。）を当社取締役会に対して提供するように、求めることができます。

なお、当社独立委員会が追加回答書においても必要情報が十分に提供されていないと判断する場合には、上記の追加回答書の要求手続きに従って、大規模買付行為者に対し、さらに追加回答書の提出を求めることができます。

(オ)大規模買付行為者から買付意向表明書及び必要情報回答書並びに提出を

要求した場合には追加回答書（以下、これらの書面によって得られる情報を総称して「大規模買付情報」といいます。）の提出を受けたとき、当社独立委員会は、当該大規模買付行為者に対し、大規模買付情報の提供が完了したことを証する書面（以下「情報提供完了書面」といいます。）を、当社取締役会を通じて交付することとし、当該書面の交付後に、当該書面を交付した事実及びその交付日を開示します（以下、かかる開示がなされた日を「開示日」といいます。）。

さらに、当社独立委員会は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、大規模買付情報の全部又は一部を開示することとします。

(カ)なお、当社独立委員会は、本プランに定める手続き（上記第2・3(1)イに定める義務を含むものとし、以下同様とします。）に反して大規模買付行為者が大規模買付行為を開始したと判断した場合には、引き続き大規模買付情報の提供を求めて大規模買付行為者と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除いて、原則として、当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告し、当社取締役会は、当該勧告を最大限に尊重して、本新株予約権の無償割当てを実施することがあります。

エ 当社独立委員会の対応

(ア)当社独立委員会が当社取締役会を通じて情報提供完了書面を大規模買付行為者に提供した後、当社独立委員会は、開示日の翌日から起算して、当該大規模買付行為が対価を円貨のみとする公開買付けによる当社株券等の全部の買付である場合には60日以内に、その他の大規模買付行為の場合には90日以内に（以下、これらの期間を「本検討期間」といいます。）、提供された大規模買付情報を、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点から十分に評価・検討し、また、下記第2・3(1)エ(イ)に従い当社取締役会に同(イ)に定義される当社取締役会の意見等の提供を求めた場合には、これとの比較検討をも通じて、当該大規模買付行為に対する当社独立委員会としての意見をとりまとめます。

なお、独立委員会は、本検討期間の満了日を直ちに取締役会に報告するとともに、これを適時適切に開示するものとします。

(イ)この評価・検討の前提として、当社独立委員会は、本検討期間中、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（回答を求めた日の翌日から起算して30日とします。但し、当社独立委員会は、当社取締役会の求めに応じて、必要性が認められる場合には、当該回答期限を延長できるものとします。）を定めた上で、大規模買付者の大規模買付行為に対する当社取締役会の意見・検討結果等及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他当社独立

委員会が適宜必要と認める情報・資料等（以下、これらを総じて「当社取締役会の意見等」といいます。）を提供するよう、求めることができるものとします。

また、当社独立委員会は、本検討期間中、必要と認める場合には、当社取締役会に対して、当社独立委員会に提供された当社取締役会の意見等についての問題点乃至改善点を指摘し、当該問題点乃至改善点に対する取締役会の意見乃至対応策の提示や、代替案の提示を求めることができるものとし、当社取締役会は、この当社独立委員会からの要求について、可及的速やかに協議・検討した上、適切な対応をとらなければならないものとします（なお、これによって当社取締役会から提供された意見乃至対応策又は代替案についても、本書上、「当社取締役会の意見等」に含めることとします。）。

(ウ)さらに、当社独立委員会は、本検討期間中、必要と認める場合には、大規模買付行為者による当該大規模買付行為の内容を改善させるために、直接的又は当社取締役会を通じて間接的に、当該大規模買付行為者と協議・交渉を行うことができるものとし、大規模買付行為者は、この協議・交渉に応じなければならないものとします。

(エ)以上に加えて、当社独立委員会は、当社の費用で、当社からは独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。

(オ)この検討期間中、取締役会は、当社独立委員会の意向に従い、当社独立委員会が大規模買付情報乃至当社取締役会の意見等のうち適切と判断する事項及びこれらを踏まえた上での当社独立委員会の意見等について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

オ 当社独立委員会による勧告

(ア)当社独立委員会は、本検討期間終了後、遅滞なく、以下の各場合に從って、取締役会に対し、勧告を行います。

a. 本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告

当社独立委員会は、大規模買付行為者による大規模買付行為が、下記に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。本新株予約権は別紙5記載の条件を有するものとします。また、本新株予約権の条件に関し当社取締役会の決議（後記第2・3(1)カ(ア)a.参照）に委ねられている事項について、当社独立委員会は大規模買付行為者との交渉の状況に応じて、勧告するものとします。

なお、当社独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行う場合であっても、当該勧告に、当社取締役会が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切と判断するときには本新株予約権の無償割当ての実施・不実施を株主総会の決議に委ねることができる旨の付言をすることができるものとします。

記

- ① 本プランに定める手続きを遵守しない大規模買付行為である場合
- ② 以下に掲げる各行為のうち、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合
 - i 株券等を買ひ占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ii 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付行為者の利益を実現する経営を行うような行為
 - iii 当社の資産を大規模買付行為者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - iv 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ③ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付行為である場合
- ④ 当社取締役会に、当該大規模買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない大規模買付行為である場合
- ⑤ 当社株主又は取締役会に対して、必要情報その他大規模買付行為の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供しない大規模買付行為である場合
- ⑥ 大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行の蓋然性、大規模買付行為の後の経営方針又は事業計画、大規模買付行為の後の当社の株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な大規模買付行為である場合
- ⑦ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な技術力・生産力や当社の従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反するか又はそのおそれをもたらす大規

模買付行為である場合

- ⑧ 大規模買付行為者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

以 上

b. 本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告

(a) 当社独立委員会が、本検討期間終了後、大規模買付行為者による大規模買付行為が上記第2・3(1)オ(ア)a.①乃至⑧の要件のいずれにも該当しない又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

(b) ただし、当社独立委員会は、いったん本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告をする要件が充足されることとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

c. 株主総会の決議に委ねるべきと判断した場合

(a) 当社独立委員会が、本検討期間終了後、大規模買付行為者による大規模買付行為について、第2・3(1)オ(ア)a.②乃至⑧の要件への該当性の有無が問題になっている場合において、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から本新株予約権の無償割当てを実施すべきか否かの判断を株主総会の決議に委ねるのが相当と判断したときには、当社取締役会に対し、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について株主総会の決議を得るべき旨の勧告を行います。

(b) なお、当社独立委員会は、株主総会を招集して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について株主総会の決議を得るべき旨の勧告を行う場合には、株主の皆様に対する多角的な情報提供の観点から、当社取締役会に対して、独立委員会の本検討期間中の評価・検討結果に係る情報（大規模買付行為に対する独立委員会の事実上の意見を含むものとしますが、この意見は、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に係る勧告ではありません。）を当該株主総会の招集通知に記載又は添付することを、求めることができるものとします。

(イ)他方で、当社独立委員会が本検討期間内に上記第2・3(1)オ(ア)a.乃至c.に従っていずれかの勧告を行うことができなかった場合には、当社独立委員会は、その決議の上、当該大規模買付行為者の買付内容の検討、当該大規模買付行為者との協議・交渉、代替案の検討等又は当社取締役会の意見等の検討等に必要とされる合理的範囲内で、本検討期間を、最長で30日

間、延長することができるものとします（なお、この手続に従って延長された期間についても、本書上、「本検討期間」に含むこととします。）。

当社独立委員会が本検討期間を延長する場合には、当社独立委員会は、その期間及び理由について、直ちに、取締役会に報告するとともに、これを適時適切に開示するものとします。

なお、当該期間延長後、さらなる本検討期間の延長を行う場合においても、同様の手続きによるものとします。

そして、当社独立委員会は、本検討期間延長後、引き続き、必要情報等の収集、検討等を行うものとし、延長期間内に、上記第2・3(1)オ(ア)a.乃至c.に従って、いずれかの勧告を行うよう最大限努めるものとします。

カ 取締役会の決議・株主総会の開催

(ア)取締役会による決議

a. 当社取締役会は、当社独立委員会から上記第2・3(1)オ(ア)a.又はb.の勧告を受けた後、当社独立委員会のかかる勧告を最大限に尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを実施する旨の決議をするのは、大規模買付行為者による大規模買付行為が、下記のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合です。

記

- ① 本プランに定める手続きを遵守しない大規模買付行為である場合
- ② 以下に掲げる各行為のうち、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合
 - i 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ii 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付行為者の利益を実現する経営を行うような行為
 - iii 当社の資産を大規模買付行為者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - iv 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

- ③ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付行為である場合
- ④ 当社取締役会に、当該大規模買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない大規模買付行為である場合
- ⑤ 当社株主又は取締役会に対して、必要情報その他大規模買付行為の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供しない大規模買付行為である場合
- ⑥ 大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行の蓋然性、大規模買付行為の後の経営方針又は事業計画、大規模買付行為の後における当社の株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な大規模買付行為である場合
- ⑦ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な技術力・生産力や当社の従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反するか又はそのおそれをもたらす大規模買付行為である場合
- ⑧ 大規模買付行為者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

以上

- b. 当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行った場合には、当該決議その他の当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。
- c. なお、当社取締役会は、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告している場合であっても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切であると判断するとき（上記第２・３(1)オ(ア)a. なお書記載の当社独立委員会の付言がある場合を含みます。）には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る議案を株主総会に付議することができます。

(イ)株主総会による決議

- a. 他方で、上記第２・３(1)オ(ア)c. の勧告に従って又は独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告した場合において当社取締役会が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切と判断したために株主総会が開催され、かつ、当該株主総会において本

新株予約権の無償割当てを実施する旨の決議がなされた場合には、当社取締役会は、当該株主総会決議に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します。

- b. また、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する株主総会決議が行われた場合には、当該決議その他の当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

(2) 本新株予約権の概要

これについては、別紙5記載の通りです。

(3) 取締役会による本新株予約権無償割当ての実施決議後の独立委員会の勧告等

- ア 当社独立委員会は、上記第2・3(1)カ(ア)に従って当社取締役会が新株予約権の無償割当てを実施する旨の決議をした後であっても、下記のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までの間は、本新株予約権の無償割当てを中止する旨の新たな勧告を行うことができるものとし、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては、すべての本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

記

- ① 当該勧告後に大規模買付行為者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合
- ② 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付行為者による大規模買付行為が、上記第2・3(1)オ(ア)a. ①乃至⑧に定める要件のいずれにも該当しないか又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でない場合

以 上

- イ 当社取締役会は、当社独立委員会から上記第2・3(3)ア前段の勧告を受けた場合には、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までの間は、本新株予約権の無償割当てを中止することとし、また、当社独立委員会から上記第2・3(3)ア後段の勧告を受けた場合には、当該勧告を最大限尊重して、別紙5・9.(1)に規定するところに従い、すべての本新株予約権を無償で取得することとします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての中止又はすべての本新株予約権の無償取得を行う場合には、その旨及びその他の当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

(4) 本プランの有効期間・本プランの廃止等

ア 本プランの有効期間は、本プランの継続に係る定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

イ また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を本プランに反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、当社独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し又は変更する場合があります。

ウ 当社取締役会は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

(5) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成29年5月19日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項乃至用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項乃至用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

第3 本プランの株主の皆様への影響

1 本プラン継続に当たって株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続に当たっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

2 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議又は当社株主総会決議（以下、両者を併せて「本新株予約権無償割当決議」といいます。）を行った場合には、当該決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個を上限として当該決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

(2) 仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその

他下記「3 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が、希釈化されることになります。

- (3) ただし、当社は、下記第3・3(3)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式（議決権付株式とします。）を交付することがあります。

当社がかかる取得の手続をとった場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

他方、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、株式（議決権付を原則とします）、社債、新株予約権その他の財産を交付することがあります。かかる取得条項を設定するか否か、設定するとした場合のその内容等の詳細は、当社独立委員会の勧告を最大限尊重してなされる上記第2・3(1)カ(ア)a.に記載される本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

- (4) なお、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議がなされた場合であっても、当社は、当社独立委員会から上記第2・3(3)ア前段の勧告を受けた場合には、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までの間は、本新株予約権の無償割当てを中止することとし、また、当社独立委員会から上記第2・3(3)ア後段の勧告を受けた場合には、当該勧告を最大限尊重して、別紙5・9.(1)に規定するところに従い、すべての本新株予約権を無償で取得することとします。

これらの場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により、損害を被る可能性がある点にご留意ください。

3 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(1) 本新株予約権の割当て

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告致します。

この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権が無償にて割当てられます。

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続き等は、不要です。

(2) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付致します。

本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の権利行使期間内であつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし当社1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

(3) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、別紙5・9.に従い、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合には、当社は、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社普通株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社普通株式を受領することとなります。

この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当決議において、非適格者からの本新株予約権の取得その他の取得に関する事項について定められている場合には、当社は、かかる定めに従った措置を講じることがあります。

(4) その他

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法、当社による取得の方

法、その他必要事項の詳細につきましては、本新株予約権無償割当決議において決定された後、株主の皆様に対して、情報を開示又は通知致しますので、当該内容をご確認ください。

第4 本プランの合理性

本プランは、以下のとおり、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保又は向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を勘案したものになっております。

すなわち、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために継続されるものであり（下記1参照）、適時適切に開示される情報に基づき、株主の皆様の意思が適切に反映される仕組みとなっております（下記2参照）。また、独立委員会を設置し、公正性・客観性のある判断を確保できる仕組みを整えた上で、その判断を重視することとともに（下記3(1)及び(2)参照）、取締役会により恣意的な本新株予約権の無償割当てが実施されることを防止するため、合理的な客観的要件を定めているだけでなく（下記3(3)参照）、取締役会決議によりいつでも本プランを廃止できる形になっております（下記3(4)参照）。さらに、本プランは、上記第3に記載の通り、大規模買付行為者以外の株主の皆様へ極力損害を与えないように設計されております。

1 目的

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するための必要かつ十分な情報を提供すると共に、それを検討するために十分な時間を確保することを可能にする手続きを定めたものであり、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的として、導入され、その継続が決定されたものです。

2 事前開示と株主意思の反映

本プランは、平成29年5月19日付当社取締役会決議において、平成29年6月21日に予定している当社定時株主総会で承認決議がなされることを条件として継続されることとなったものであり、本プランの継続について、株主の皆様の意思が反映されることとなっております。

また、本プランの有効期間を、本プランの継続に係る定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定めていることから、約2年ごとに、本プランの継続の適否について、株主の皆様のご判断を仰ぐことになっております。

さらに、本プランの有効期間中であっても、株主の皆様が本プランの廃止を決議した場合には、本プランは廃止されることとなっております。

加えて、本プランを発動するに当たっては、一定の要件の下で、株主総会を開催することとし、その株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当てが実施される旨も定められております。

そして、以上のような株主の皆様の意思を反映する手続きを規定する前提として、株主の皆様に対する情報開示を、適時適切に行っていく旨の定めが設けられております。

このように、本プランは、株主の皆様が、本プランについて適切な情報に基づき適切にその意思を反映できるように設計されております。

3 必要性・相当性

(1) 当社独立委員会の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動の適否等に関する実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置致します。

当社独立委員会は、現在のところ、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役3名により構成されております（委員の氏名及び略歴は、別紙4のとおりです）。

当社株式に対して大規模買付行為がなされる場合には、上記「第2・3(1)本プラン発動に係る手続」に記載したとおり、当社独立委員会が、当該大規模買付行為者から提供された必要情報乃至当社取締役会の意見等を基に、当該大規模買付行為が、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的判断を行った上、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施又は株主総会の決議に委ねるべき旨の勧告を行い、当社取締役会は、その勧告を最大限尊重した上で、会社法上の機関として本新株予約権の無償割当てを実施するか否かの決議を行うか、あるいは、株主総会を招集し、当該株主総会に、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る議案を付議いたします。

このように、本プランは、当社独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施・不実施を行うことがないように厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については、株主の皆様が開示されることとしており、本プランが、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保又は向上に資する形で運用されるような配慮がなされております。

(2) 第三者専門家の意見の取得

上記第2・3(1)エ(エ)に記載したとおり、当社独立委員会は、当社の費用

で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされております。

これによって、当社独立委員会による当社取締役会に対する勧告の公正さ・客観性がより強く確保される仕組みとなっております。

(3) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記第2・3(1)カ(ア)a.で記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ、当社取締役会による本新株予約権の無償割当ては実施されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な本新株予約権の無償割当てがなされないような仕組みが確保されております。

(4) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記第2・3(4)アで記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を選任し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能な仕組みとなっております。

従いまして、本プランは、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止することができない買収防衛策のことをいいます。）ではありません。

また、当社は監査等委員会設置会社であり、取締役会は任期が2年の監査等委員である取締役と任期が1年の監査等委員でない取締役により構成されていることから、取締役会の構成員を交代させることにより買収防衛策の発動を阻止するのに不当に時間を要するわけではありませんので、本プランは、いわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、買収防衛策の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策のことをいいます。）でもありません。

以 上

(別紙 1)

大株主の状況

平成29年3月31日現在

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 (株)	持株比率 (%) ※
博 友 興 産 有 限 会 社	3,096,000	13.92
キ ー コ ー ヒ ー 取 引 先 持 株 会	575,200	2.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	531,500	2.39
柴 田 裕	467,500	2.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	412,500	1.85
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	404,000	1.81
三 井 物 産 株 式 会 社	387,700	1.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	363,700	1.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	279,200	1.25
キ ー コ ー ヒ ー 社 員 持 株 会	278,220	1.25

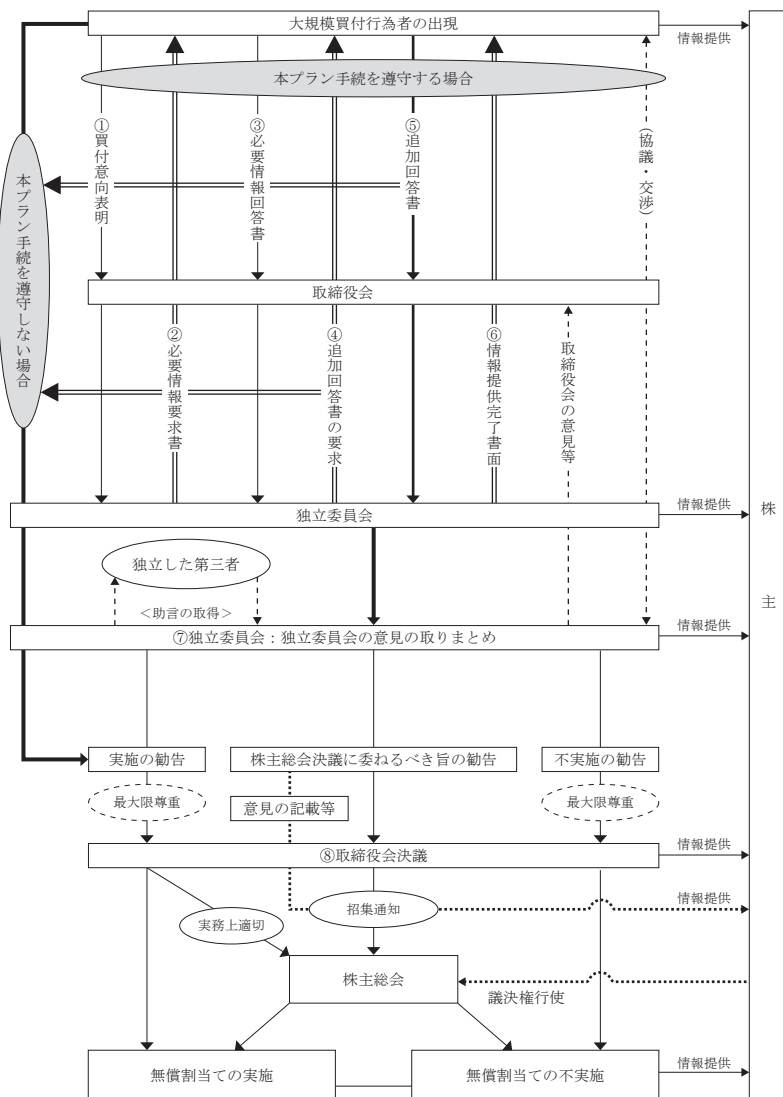
(注1) 当社保有の自己株式458,040株を除いた比率です。

(注2) 持株比率につきましては、小数点第3位以下を切捨てて表示しております。

以上

(別紙 2)

本プランの手続きに関するフロー図



(注) 本図はあくまでもイメージであり、本プランの詳細につきましては本文をご参照ください。

以上

(別紙 3)

独立委員会規則の概要

1. (設置)

独立委員会は、当社取締役会の決議により、設置される。

2. (構成員)

独立委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している(i)当社社外取締役又は(ii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者でなければならないものとする。

3. (善管注意義務)

- (1) 独立委員会委員は、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならないものとし、当該契約に基づき、善良なる管理者の注意をもって、その職務を行わなければならないものとする。
- (2) 独立委員会委員が前項の義務を怠ったときは、当社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

4. (責任限定契約)

独立委員会委員は、当社との間で、前項第(2)号に基づく責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を、締結することができる。

5. (任期)

独立委員会の任期は、本プランの継続に係る定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結後最初に開催される当社取締役会の終結の時までとする。ただし、本プラン又は当社取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りでない。また、社外取締役であった独立委員会委員が、当社の取締役でなくなった場合(ただし、再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も、同時に終了するものとする。

6. (決定事項)

独立委員会は、次の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権無償割当ての実施若しくは不実施又は本新株予約権無償割当てに係る株主総会の招集及び開催に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、かかる決定乃至決議をするにあたっては、専ら当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならないものとする。

- (1) 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
- (2) 当社取締役会が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切と判断する場合には、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施を株主総会の決議に委ねることができる旨の付言の実行（ただし、独立委員会が、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告している場合に限り）
- (3) 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に係る株主総会の招集及び開催
- (4) 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得

7. (実施事項)

上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行うものとする。

- (1) 当該大規模買付行為が、本プランの対象となるかどうかの判断
- (2) 必要情報の具体的内容の決定
- (3) 当社取締役会を通じての必要情報要求書の大規模買付者に対する交付
- (4) 当社取締役会を通じての大規模買付行為者に対する追加回答書の提出の要求並びに当該追加回答書において大規模買付行為者が提供すべき必要情報の内容及びその回答期限の決定
- (5) 当社取締役会を通じての情報提供完了書面の大規模買付行為者に対する交付
- (6) 株主に対する大規模買付情報の全部又は一部の適時の開示
- (7) 大規模買付情報の内容の評価・検討
- (8) 直接的又は当社取締役会を通じて間接的に行う大規模買付行為者との協議・交渉
- (9) 当社取締役会に対する大規模買付行為に係る当社取締役会の意見等の提供の要求
- (10) 当社取締役会の意見等についての問題点乃至改善点の指摘及び当該問題点乃至改善点に対する当社取締役会の意見乃至対応策の提示又は代替案の提示の要求
- (11) 大規模買付情報と当社取締役会の意見等との比較検討
- (12) 独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）からの助言の取得

- (13) 大規模買付情報乃至当社取締役会の意見等のうち適切と判断する事項、これらを踏まえた上での当社独立委員会の意見等の適時適切な開示・公表
 - (14) 本件検討期間の延長の決定並びにその期間及びその理由の当社取締役会に対する報告及びその開示
 - (15) 本プランの修正又は変更に係る承認
 - (16) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - (17) 当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
8. (大規模買付行為者との協議・交渉)

独立委員会は、必要があれば、直接的に又は当社取締役会を通じて間接的に、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、大規模買付行為者の大規模買付行為の内容を改善させるために、当該大規模買付行為者との協議・交渉を行うことができるものとする。

9. (当社取締役会に対する意見等の提供の要求及び改善点の指摘等)
- (1) 独立委員会は、必要があれば、当社取締役会に対して、適宜回答期限を定めた上で、当社取締役会の意見等の提供を求めることができるものとする。
 - (2) 独立委員会は、必要があれば、当社取締役会に対して、独立委員会に提供された当社取締役会の意見等について問題点乃至改善点を指摘し、当該問題点乃至改善点に対する当社取締役会の意見乃至対応策の提示や、代替案の提示を求めることができるものとする。
10. (独立委員会への出席要求)

独立委員会は、必要な情報収集を行うために、当社の取締役、従業員、その他独立委員会が必要と認める者に出席を要求し、独立委員会が求める事項について、説明を求めることができるものとする。

11. (第三者からの意見徴求)
- 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとする。

12. (独立委員会の招集)
- 各独立委員会委員は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができるものとする。

13. (定足数等)
- 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員のうち3分の2以上が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、やむをえない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

(別紙4)

独立委員会委員の氏名及び略歴

1. 前原 一雅 (まえはら かずまさ)

【略歴】

昭和16年3月6日生まれ

昭和46年4月 ピート マーウィック ミッチェル会計事務所入所 経営コンサルティング部マネージャー

昭和57年7月 同所退所

ルイ ヴィトン ジャパン入社 法務渉外担当取締役 不正商品対策室長 日本商標協会常務理事

平成13年3月 同社退社

2. 梶山 智 (すぎやま さとる)

【略歴】

昭和34年4月17日生まれ

昭和61年4月 株式会社コスモ総合研究所入所

平成8年3月 プライスウォーターハウス青山監査法人入所 マネージング・ディレクター、戦略コンサルティング・サービス部門担当

平成16年4月 D. グラント・コンサルティング株式会社設立 代表取締役パートナー就任 (現任)

平成16年6月 中央物産株式会社監査役就任

3. 中川 幸三 (なかがわ こうぞう)

【略歴】

昭和26年3月5日生まれ

昭和55年11月 デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ公認会計士共同事務所 (現、有限責任監査法人トーマツ) 入所

昭和60年2月 公認会計士登録

平成23年9月 有限責任監査法人トーマツ退所

平成23年10月 中川幸三公認会計士事務所開設 (現任)

平成23年12月 税理士登録、中川幸三税理士事務所開設 (現任)

平成24年6月 株式会社プロネクサス監査役就任 (現任)

平成25年6月 株式会社ニッキ監査役就任 (現任)

※ 前原一雅氏、梶山智氏及び中川幸三氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であり、東京証券取引所の独立役員として届け出ております。なお、第3号議案において各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立委員とする予定であります。また、上記の各氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

(別紙 5)

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、割当期日において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を割当てます。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当決議において別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として、1 株とします。

5. 本新株予約権行使の際に出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株あたりの価額は、1 円を下限とし当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当決議において別途定める価額とします。

なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当決議に先立つ 90 日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとします。

6. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当決議において別途定める日を初日（以下「行使期間開始日」といいます。）とし、1 ヶ月から 3 ヶ月までの範囲で本新株予約権無償割当決議において別途定める期間とします。

ただし、下記 9. の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。

また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を行使期間の最終日とします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者¹⁴、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者¹⁵、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤上記①乃至④に該当するものから本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は⑥上記①乃至⑤に該当する者の関連者¹⁶（以下、①乃至⑥に該当するものを「非適格者」と総称します。）は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

また、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

8. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

9. 当社による本新株予約権の取得

- (1) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (2) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。
- (3) また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。
- (4) なお、当社は、本項に基づく非適格者以外の者からの本新株予約権の取得のほか、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、株式（議決権付を原則とします）、社債、新株予約権その他の財産を交付する場合があります。かかる取得条項を設定するか否か、設定するとした場合のその内容等の詳細は、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

10. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当決議において、別途定めるものとします。

11. 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しません。

12. その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当決議において、別途定めるものとします。

以 上

¹ 当社のホームページから閲覧していただけます。

<http://www.keycoffee.co.jp/company/environment/index.html>をご参照ください。

² 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下、同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下、別段の定めがない限り、同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当社の特定の株主との間で本件に係るアドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付行為者の公開買付代理人（以下「契約金融機関等」といいます。）は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

⁶ 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②及び脚注15において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

⁹ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

¹⁰ 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第2項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

¹¹ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。

¹² 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同乃至協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引乃至契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該大規模買付行為者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

- ¹³ 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- ¹⁴ 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下、本書において同じとします。
- ¹⁵ 原則として、公開買付によって当社が発行者である株券等（脚注7参照）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注15において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下、本書において同じとします。
- ¹⁶ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社が指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年6月20日（火曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

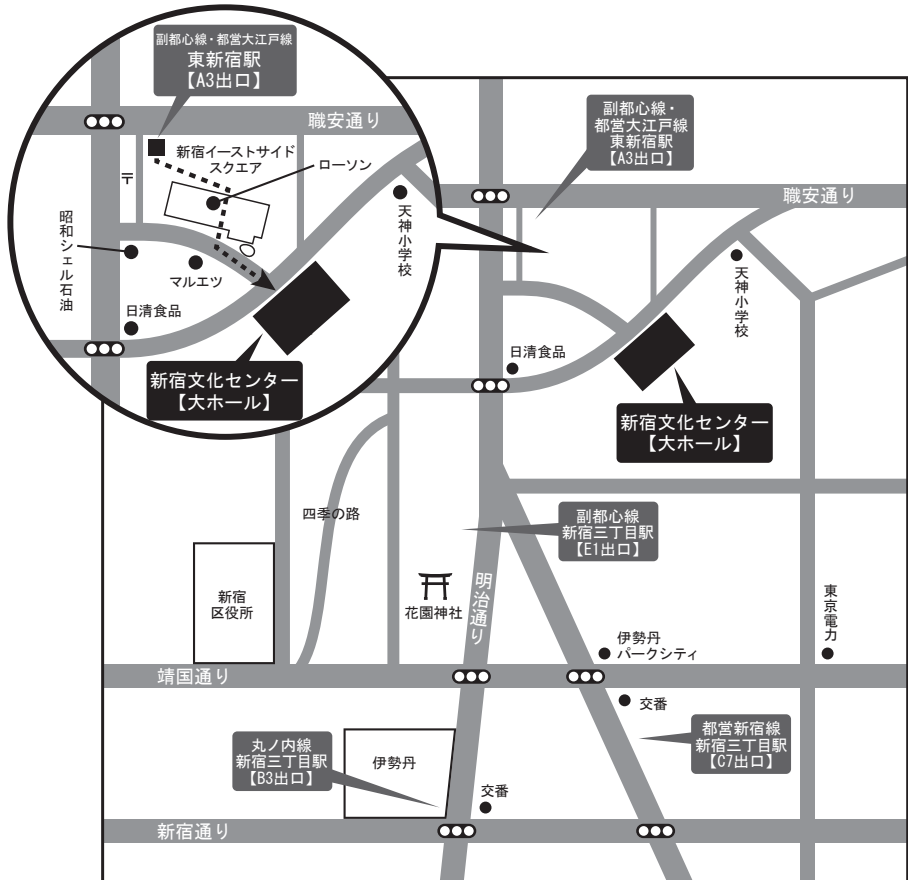
- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットでの議決権行使に関して、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル [電話] 0120(652)031 (受付時間 9:00～21:00)

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区新宿 6 丁目14番 1 号
新宿区立新宿文化センター 大ホール



- 交 通 ●東京メトロ副都心線・都営大江戸線「東新宿」駅A3出口徒歩 5 分
●東京メトロ副都心線「新宿三丁目」駅E1出口徒歩 7 分
●都営新宿線「新宿三丁目」駅C7出口徒歩 10 分
●東京メトロ丸ノ内線「新宿三丁目」駅B3出口 (伊勢丹前) 徒歩 11 分

お願い 株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、上記の公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

(第65期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第65期 報 告 書

(自 平成28年 4 月 1 日)
(至 平成29年 3 月31日)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監 査 等 委 員 会 の 監 査 報 告

キーコーヒー株式会社

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融緩和政策の継続により緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、中国をはじめとするアジア新興国経済の減速、英国のEU離脱問題、米国新政権の政策動向への懸念等による海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響等で、依然として先行き不透明な状況が続いております。

コーヒー業界におきましては、業績に大きな影響を及ぼすコーヒー生豆相場は世界最大の生産国であるブラジル生産地の天候不順による生産量減少懸念などにより6月から価格が上昇し、11月には年初より約30%も高値になるなど、年度を通じて上値をうかがう動きとなり、予断を許さない状況で推移しました。

このような状況の下、当社グループはコーヒーの持つ魅力を生活者にお届けし続けるという企業使命を果たすため、「品質第一主義」の経営理念に基づいて、「ブランド強化」、「収益力の強化」及び「グループ連携強化」を3つの柱とし、新たな事業領域の開拓、生活者のニーズにお応えする新商品の開発やお取引先との絆を深める企画提案型の営業活動を継続して行いました。

また、未来に向けたコーヒー産業の発展を支援する世界的な非営利の研究機関「World Coffee Research」(本拠地：米国 テキサス州)の日本初のゴールドメンバーとして、同団体が取り組む高品質なコーヒーの安定供給、生産者の経済的かつ社会的地位の向上などを目的とした「国際品種栽培試験」活動への協力を行っております。

業績につきましては、当社グループの当連結会計年度の売上高は、629億96百万円(前連結会計年度比2.9%減)、営業利益は13億77百万円(同30.7%増)、経常利益は15億59百万円(同13.5%増)となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は11億34百万円(同50.9%増)となりました。

セグメントの営業概況は次のとおりであります。

(コーヒー関連事業)

業務用市場では、「トアルコ トラジャ コーヒー」や「氷温熟成珈琲」、世界各地の選りすぐりのコーヒー農園で生産されたスペシャルティコーヒーなど、差別性のある付加価値の高い商品の拡販活動を推進しました。また、お取引先への支援策として、夏季に「プレミアム ワールドカレーフェア」、秋冬季に「こだわりシチューフェア」を実施するとともに、新商品としては、シュクランジュシリーズに「彩り豊かなフルーツケーキ」や「抹茶きなこの和風ケーキ」などを発売しました。11月には第4回「KEY COFFEE SHOW」を東京で開催し、当社の「コーヒーの探求」への具体的取り組みや、お取引先への提案・支援活動を紹介しました。

家庭用市場では、春夏新商品として「プライムオリジンズ」シリーズのLP(ライブパック)豆製品、簡単にエスプレッソタイプのコーヒーが作れる「PUSH PRESSO(押すプレス)」などを発売、秋冬新商品としては、すべての豆の原産地と配合比率を明記した香り高く深みのある味わいの逸品「BLUE MEISTER(ブルーマイスター)」、微粉碎したレギュラーコーヒーを包みこんだインスタントコーヒー「ル・グラン」などを発売しました。主力の「グランドテイスト」シリーズ及び簡易抽出コーヒー「ドリップオン」シリーズは、配荷拠点の拡大と積極的な販促活動が奏効し、両シリーズとも前年を上回る実績となりました。

ギフト商品では、中元期に素材や味わいにこだわった「氷温熟成珈琲アイスコーヒーギフト」など人気の飲料ギフトを中心に全35アイテムをラインアップ、歳暮期には2016年モンドセレクションにおいて金賞を受賞した新デザインの「ドリップオンギフト」や「インスタントコーヒー スティックバラエティギフト」など、多様な飲用シーンに合わせて全26アイテムをラインアップしました。

お取引先へのカフェ開業支援として取り組んでおります、さまざまな立地環境に出店可能なパッケージカフェ「KEY'S CAFÉ」は10店舗出店し、導入店舗数は46店舗になりました。

業績につきましては、売上面では家庭用市場が前年実績を上回り、業務用市場は前年並みの実績、原料用市場は販売数量が伸長したものの、コーヒー相場と連動した取引により前年実績を下回る結果となり、全体では減収となりました。一方、利益面では家庭用市場の売上伸長や製造コストの低減などにより、前年に比べ増益となりました。

この結果、コーヒー関連事業の売上高は547億22百万円(前連結会計年度比2.2%減)、営業利益は19億75百万円(同19.1%増)となりました。

(飲食関連事業)

株式会社イタリアントマトでは、春季に「トマトクリームとバジルソースの２種のパスタ」、夏季に「コールドパスタフェア」、秋季に「ティラティス スイーツ・ドリンクフェア」、冬季には「ミートソースフェア」などのフェアを実施しました。店舗出店においては、国内で富山市に「カフェジュニア ユウタウン総曲輪(そうがわ) 店」、東京駅に「カフェスペリオーレ サウスタワー店」などを出店、新業態店舗として、世田谷区三軒茶屋に当社の自家焙煎支援システムであるSRSを導入した「自家焙煎珈琲 蔵味〜Kurami〜」、吉祥寺サンロード商店街には、店内で焼成した自家製パンやイタリアンフードに良く合うワイン各種とカクテルなどアルコール類を豊富に取り揃えた「カフェジュニア plus 吉祥寺店」を出店しました。海外では香港に「ファリ・ブール イオンコーンヒル店」、台湾に「カフェスペリオーレ 台北統一時代店」など、国内外に11店舗を出店する一方、不採算店の閉鎖を進め、店舗数は254店（直営店57店、F C店197店）となりました。

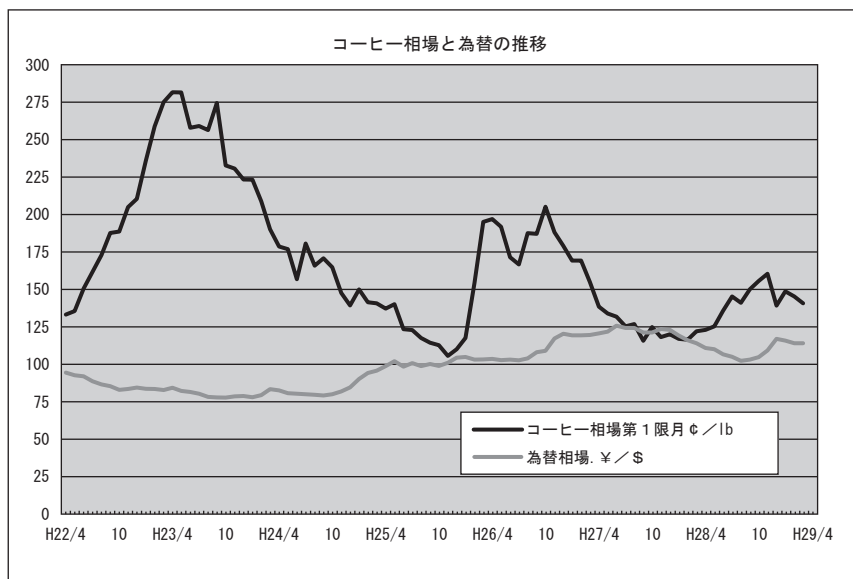
業績につきましては、株式会社イタリアントマトにおける不採算店の整理などにより、売上面では前年実績を下回り、利益面では効率的な販管費の活用が図れましたが、新業態店舗の開発など売上拡大に向けた先行投資を行ったことにより営業損失となりました。

この結果、当連結会計年度における株式会社アマンドを含めた飲食関連事業の売上高は47億99百万円（前年同期比5.9%減）、営業損失は1億32百万円（前年同期は1億29百万円の営業損失）となりました。

(その他)

ニック食品株式会社は、食品加工部門において製造コストの低減により競争力を高め、既存取引先からの製造受託数量が拡大しました。通販事業を営むhonu加藤珈琲店株式会社では、受注から出荷までのリードタイムの短縮と安定製造を目指し、設備とソフトウェアの両面で効率的なシステムの構築に取り組み、顧客の満足度向上を図りました。

この結果、他の6社を加えた当連結会計年度におけるその他事業の売上高は34億73百万円（前連結会計年度比9.6%減）、営業利益は1億48百万円（同1.5%減）となりました。



(コーヒー相場：ニューヨークコーヒー先物相場)

(2) 設備投資等の状況

企業集団の設備投資の総額は12億82百万円であります。

(3) 資金調達等の状況

新規の資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

今後におきましては、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響、国内ではインバウンド需要の減速、労働需給バランスの変化に伴う人手不足、生活者の節約志向による個人消費の足踏みなど、景気の先行きは引続き不透明な状況で推移するものと予想されます。

コーヒー業界におきましては、価格競争の激化、商品・サービスの多様化及びライフサイクルの短期化、市場のボーダレス化などで企業間競争はさらに高まるものと見込んでおります。

このような環境の下、当社の置かれているさまざまな状況とその変化をいち早く受け止め、グループ一丸となって「ブランド強化」、「収益力の強化」及び「グループガバナンスの深化」に注力し、引き続き、企業体質の強化と業績の向上に努める所存です。

また、当社は2020年に迎える創業100周年のビジョンとして、コーヒーに関して信頼度No.1の会社であること、コーヒーの可能性を追求し、その価値を提供できる会社であること、そして、お客様に最初に選ばれるコーヒー会社であることを掲げ、その実現に向けて全社一丸となって取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

期 別 項 目	第62期 (平成26年 3 月期)	第63期 (平成27年 3 月期)	第64期 (平成28年 3 月期)	第65期 (平成29年 3 月期)
売 上 高	53,622	56,323	64,906	62,996
経 常 利 益	1,940	1,389	1,373	1,559
親会社株主に帰属する当期純利益	1,026	808	751	1,134
1 株当たり当期純利益	45円25銭	35円66銭	33円48銭	51円04銭
純 資 産	36,047	37,211	35,709	36,032
総 資 産	47,553	50,001	48,447	50,707
1 株当たり純資産額	1,541円85銭	1,594円32銭	1,568円19銭	1,591円39銭

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

期 別 項 目	第62期 (平成26年 3 月期)	第63期 (平成27年 3 月期)	第64期 (平成28年 3 月期)	第65期 (平成29年 3 月期)
売 上 高	45,573	46,917	56,437	55,182
経 常 利 益	1,756	1,342	1,390	1,560
当 期 純 利 益	967	783	959	567
1 株当たり当期純利益	42円65銭	34円56銭	42円73銭	25円51銭
純 資 産	33,572	34,512	34,012	33,973
総 資 産	42,787	45,136	44,104	46,130
1 株当たり純資産額	1,480円19銭	1,521円64銭	1,529円94銭	1,528円21銭

(6) 重要な子会社及び関連会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社イタリアントマト	100百万円	55.03%	飲食店事業及び洋菓子等の販売
株 式 会 社 ア マ ン ド	100百万円	100.00%	飲食店事業及び洋菓子等の販売
ニ ッ ク 食 品 株 式 会 社	100百万円	79.92%	飲料等の製造販売
キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社	10百万円	100.00%	オフィスサービス事業及び通販事業
株式会社キョーエイコーポレーション	26百万円	100.00%	運送物流事業
キーアソシエイツ株式会社	20百万円	100.00%	保険代理店事業
スラウェシ興産株式会社	100百万円	100.00%	インドネシア共和国のスラウェシ島において、コーヒー農場の経営とコーヒー集買事業を行う現地法人 P. T. TOARCO JAYA に対する日本側投資会社
honu 加藤珈琲店株式会社	100百万円	100.00%	レギュラーコーヒーの製造販売、通販事業及び飲食店の経営

② 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
沖縄キーコーヒー株式会社	12百万円	20.00%	沖縄県におけるレギュラーコーヒーの製造仕入販売及び飲料・食品の仕入販売
台湾キーコーヒー株式会社	12百万NT\$	30.00%	中華民国におけるレギュラーコーヒーの仕入販売及び飲料・食品の仕入販売
株式会社銀座ルノアール	771百万円	※ 22.64%	飲食店事業

(注) ※は間接所有による議決権比率を含んでおります。

(7) 主要な借入先（平成29年3月31日現在）

当社グループの資金調達において資金調達に占める借入金の割合が大きいものではありません。

(8) 主要な事業内容（平成29年 3月31日現在）

事業区分	事業内容
コーヒー関連事業	レギュラーコーヒーの製造販売事業
飲食関連事業	飲食店事業及び洋菓子等の販売
その他の	飲料製品製造事業、オフィスサービス事業及び通販事業、運送物流事業、保険代理店事業、コーヒー農場の経営及び輸入事業など

(9) 主要な事業所（平成29年 3月31日現在）

当 社	本社	東京都港区
	研究所	船橋
	営業拠点	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡等71か所
	工場	仙台、船橋、春日井、鳥栖
	物流センター・デポ	札幌、仙台、船橋、春日井、鳥栖等11か所
株式会社イタリアントマト	本社	東京都品川区
株式会社アマンド	本社	東京都港区
ニック食品株式会社	本社	千葉県船橋市
キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社	本社	東京都港区
	営業所	東京、名古屋、大阪
株式会社キョーエイコーポレーション	本社	神奈川県横浜市
キーアソシエイツ株式会社	本社	東京都港区
スラウエシ興産株式会社	本社	東京都港区
honu 加藤珈琲店株式会社	本社	愛知県名古屋市

(10) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業の内容	従業員数	前連結会計年度末比増減
コーヒー関連事業	815名（695名）	15名増（16名減）
飲食関連事業	117名（917名）	16名減（10名減）
その他の	205名（116名）	3名増（29名減）
全社（共通）	27名（5名）	1名増（1名減）
計	1,164名（1,733名）	3名増（56名減）

- （注）1．従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．「全社（共通）」は、管理部門に係る従業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
842名	16名増	44.1歳	20.3年

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 70,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 22,689,000株 |
| (3) 株主数 | 39,008名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
博友興産有限会社	3,096,000株	13.92%
キーコーヒー取引先持株会	575,200株	2.58%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	531,500株	2.39%
柴田裕	467,500株	2.10%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	412,500株	1.85%
株式会社みずほ銀行	404,000株	1.81%
三井物産株式会社	387,700株	1.74%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	363,700株	1.63%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	279,200株	1.25%
キーコーヒー社員持株会	278,220株	1.25%

- （注） 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は自己株式458,040株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(平成29年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	柴 田 裕	
取締役副社長執行役員	新 川 雄 司	品質保証部兼管理本部兼S C M本部管掌 ニック食品株式会社 代表取締役社長
取締役専務執行役員	川 股 一 雄	マーケティング本部長 イリー事業部管掌 キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長
取締役常務執行役員	小 澤 信 宏	営業統括 特販営業本部兼流通営業本部兼事業本部管掌
取締役(監査等委員)	清 水 信 行	
取締役(監査等委員)	前 原 一 雅	
取締役(監査等委員)	梶 山 智	D. グラント・コンサルティング株式会社 代表取締役パートナー
取締役(監査等委員)	中 川 幸 三	公認会計士 税理士 株式会社プロネクサス 監査役 株式会社ニッキ 監査役

- (注) 1. 取締役のうち前原一雅、梶山 智、中川幸三の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役の清水信行氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
3. 取締役(監査等委員)の中川幸三氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役のうち前原一雅、梶山 智、中川幸三の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 取締役兼務の者を除く平成29年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執 行 役 員	吉 橋 宏 幸	管理本部長、関係会社担当
執 行 役 員	酒 井 正 一	S C M本部長
執 行 役 員	小 杉 太	特販営業本部長
執 行 役 員	森 本 篤 俊	流通営業本部長
執 行 役 員	乙 田 武 司	事業本部長
執 行 役 員	安 藤 昌 也	経営企画部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く）	4名	126百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （ 3名）	35百万円 （18百万円）
合 計	8名	161百万円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成27年6月24日開催の第63期定時株主総会において年額175百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成27年6月24日開催の第63期定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏 名	重要な兼職の状況	兼職先
梶 山 智 (社外取締役 (監査等委員))	代表取締役パートナー	D. グラント・コンサルティング株式会社
中 川 幸 三 (社外取締役 (監査等委員))	監 査 役	株式会社プロネクサス
	監 査 役	株式会社ニッキ

(注) 社外取締役 (監査等委員) 梶山 智、中川幸三の各氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な取引関係等はありません。

② 主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 内 容
前 原 一 雅 (社外取締役 (監査等委員))	当事業年度に開催した15回の取締役会のうち15回、12回の監査等委員会のうち12回に出席し、企業経営に関する豊富な経験や幅広い知見に基づき、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。
梶 山 智 (社外取締役 (監査等委員))	当事業年度に開催した15回の取締役会のうち13回、12回の監査等委員会のうち11回に出席し、経営コンサルティングの専門家として豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。
中 川 幸 三 (社外取締役 (監査等委員))	当事業年度に開催した15回の取締役会のうち15回、12回の監査等委員会のうち12回に出席し、公認会計士としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	31百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	31百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画及び会計監査に係る職務の執行状況から見積もられた報酬額の算出方法を確認した結果、当期の会計監査人の報酬等は相当であると認められることから、当期に係る会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、「公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬」には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合等著しく信頼を失墜する行為があったと判断した場合、監査等委員会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることと致します。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任致します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由の報告を致します。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、全ての役員、使用人が、法令、定款及び社会規範を遵守して行動することを徹底するため、「企業理念」、「行動規範」をカード化し全役員、使用人が常時携帯するとともに、適宜社員教育、啓蒙等を行い、かつ誓約書を提出させます。

また、使用人には、「就業規則」、「短期契約社員就業規則」等を定めており、内部監査部門は各種法令や社内規程に違反する行為、あるいはその恐れがないかどうかを監査します。この監査結果は定期的に取り締役に報告されるものとします。

- ② 当社内部監査部門は子会社各社のコンプライアンス体制、リスク管理体制並びに業務処理に係る内部監査を実施し、その結果を当社の取締役、監査等委員会、及び各社のトップに報告します。
- ③ 当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、警察等関連機関とも連携し毅然とした姿勢で組織的に対応します。

以上のコンプライアンス体制を構築しており、これを的確に運用しコンプライアンスを維持します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会、業務執行会議など重要会議の議事録、稟議書、各種契約書、その他業務執行に係る重要事項を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、「文書管理規程」に基づき適正に保存、保管します。取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとします。「文書管理規程」の改廃については、業務執行会議の承認を要するものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、損失の危機を継続的にコントロールするため、「リスク管理規程」を制定するとともに、「内部通報規程」、「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」、「災害に対する対応措置」、品質保証面での「苦情対応実施要領」、電算機トラブル発生時の「非常時対応ガイドライン」等を定めるとともに、リスク担当取締役を選定します。また、当社グループ全体のリスク管理体制を統括的に管理します。
- ② 当社は、発生したリスクに総合的に対応する組織としてリスク担当取締役をチームリーダーとするクライシスコントロールプロジェクトチームを設置しており、この体制の下、とくに全社の事業活動に重大な影響をおよぼすリスクが発生したときは、「リスク管理規程」に基づき速やかにクライシスコントロールプロジェクトチームを召集するとともに、非常事態と判断されるリスクに対しては、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し当社グループの損害等の極小化を図ります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会及び業務執行会議を定期的に開催します。取締役会は、取締役並びに社員が共有する全社的な経営計画を定め、業務執行取締役は、この経営計画を達成するための各部門の具体的な方針及び目標、施策を盛り込んだ方針実行計画を策定し、業務執行状況を定期的かつ適宜取締役会及び業務執行会議に報告するとともに、定期的に行う計画に対する結果と対策をとりまとめ、代表取締役に報告します。

社内の意思決定は、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、責任と権限の範囲を明確にしたうえで委譲し、迅速に決裁することを継続します。

各部門の業務内容は「職務分掌規程」にて明確化しており、内部監査部門は、各々の業務が社内規程等に照らして正しく処理され効率よく行われているかの監査を継続実施し、結果を代表取締役に報告します。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社各社における内部統制システムに関しては、子会社各社において必要な規程の整備を進めるとともに、当社は各社の主体性を重んじつつ、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築します。
- ② 子会社各社の主要事項の管理については「関係会社管理規程」で案件別に管理基準を定めており、これに基づき承認、協議若しくは報告を求めます。各社の業績、及び取締役等の職務の執行にかかる事項については、毎月報告される体制ができており、これを経営企画部がとりまとめ、取締役会並びに業務執行会議に報告します。
- ③ 当社は、各社トップと当社の取締役が出席する「グループ戦略会議」を原則として毎月開催し、グループ間の情報共有と重要事項に関する討議を行い、グループ総合力の強化を図ります。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は内部監査部門を中心に人選を行い、その任に当てるものとします。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、指示を実行するものとします。
- ③ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動、懲戒等に関する事項は、監査等委員会の同意を得たうえで、代表取締役が決定します。当該使用人の人事考課に関しては監査等委員会の意見を聞くこととします。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社の取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定事項に加え、当社並びに当社グループに重大な影響をおよぼす事項、定期的に点検を実施しているリスクの顕在化及び対応状況、内部監査の実施状況、コンプライアンスコールの通報状況及びその内容を速やかに口頭、書面若しくは電磁的媒体により報告します。

② 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、前項同様の法定事項に加え、当社並びに当社グループに重大な影響をおよぼす事項などを当該子会社の担当部署に報告し、当該担当部署はその内容を取りまとめて、当社経営企画部を経由して監査等委員会に口頭、書面若しくは電磁的媒体により報告します。

(8) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

法令や社内規程に照らして疑義のある行為等については、使用人が直接情報提供（通報）を行う手段としてコンプライアンスコールを設置、運営するとともに、通報者の保護に関しては「内部通報規程」で通報者に不利益が生じないような対策を講じます。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、独立した予算を策定し監査費用を支出できるものとします。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は代表取締役との意見交換を密にし、また会計監査人及び内部監査部門との連携を図り、効果的な監査業務を遂行できる体制を整備します。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制規程」を定め、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムを構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他会社の業務の適正を確保するための運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般について

当社及び当社グループ全社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし、改善を進めております。

(2) 監査等委員会の運用状況について

監査等委員は、取締役会、業務執行会議等の重要な会議への出席等を通じ、取締役及び執行役員等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。

(3) 内部監査について

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施しております。内部監査部門は、監査結果を代表取締役及び監査等委員会に報告しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年4月23日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を定めており、その内容は以下の①及び②のとおりとなります。

また、当社は、平成20年6月24日開催の当社定時株主総会において、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を承認いただき継続しておりますが、平成27年5月20日開催の取締役会において、本プランを一部修正のうえ、当社第63期定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランを継続することを決定致しましたところ、平成27年6月24日開催の定時株主総会において本プランを継続することが承認されました。本プランの詳細につきましては、以下の③をご参照ください。

① 当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社及び当社グループの企業価値（以下、単に「当社の企業価値」といいます。）、ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくことを究極の目的としているため、当社株式の大規模買付けや支配権の移転を伴う買収提案（以下「買収提案」といいます。）を行う者（以下「買収提案者」といいます。）のうち、その目的から見て当社の企業価値の向上や株主共同の利益の確保・向上に対し明白な侵害をもたらす者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者としては、不適切であると考えております。

また、買収提案が、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に寄与するものであれば、当社は、一概にこれを否定するものではないものの、当該買収提案に関して、株主の皆様に対し必要かつ十分な情報提供が行われない場合には、当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するかどうかについての株主の皆様の適切な判断を妨げる結果となります。そのため、当社は、買収提案者のうち、株主の皆様に対し、必要かつ十分な情報や検討時間等を与えない者についても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものではなく、買収提案者としては不適切であると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の企業価値の源泉は、その創業以来長年にわたり培ってきた「キーコーヒー」そのものの存在感、ブランド力にあると考えておりますが、当社は、この企業価値の源泉であるブランド力を最大限に活かして事業の発展を図るとともに、これに恥じない社会的責任を全うすることで、より一層、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を目指しており、具体的には、以下の各取組みを実施しております。

(a) コーヒーへのこだわり

当社は、海外からより品質の高いコーヒー豆を適正な価格で安定的に確保できる体制作りに注力するとともに、当社自身も、海外においてコーヒー農場を直営するなど、理想のコーヒー作りを追求するなどし、もって、キーコーヒーのブランド力の向上を図っております。

(b) 生産設備の整備

当社は、平成13年以降、全国4箇所に存在する当社工場のリノベーションに取り組み、現在では、全ての工場で、高度の衛生管理機能の整った生産及び物流体制が構築されており、このような生産設備を最大限に活かし、キーコーヒーブランドの存在価値を高めて参ります。なお、この当社4工場は、グローバルな食品安全認証システムである「FSSC 22000」の認証を受けております。

(c) 市場の開拓

当社は、お客様のニーズに応じたコーヒー製品を提供することや、コーヒー市場の裾野拡大に向けた取組みを行う等により、キーコーヒーブランドに対する期待と信頼に応え、キーコーヒーブランドをより確固たる存在にしていきたいと考えております。

(d) 研究開発

当社は営業活動と密接に関連した開発研究所を設置し、コーヒーの基礎研究を行うとともに、新製品の開発、新技術の発明を目指しており、これにより、キーコーヒーブランドのさらなる発展を企図しています。

(e) CSR活動

当社は、例えば、生産地の社会福祉に貢献し環境にもやさしいレインフォレストアライアンス認証コーヒーを100%使用した商品を開発するなど、CSR活動を通じて、求められる社会的責任を全うし、キーコーヒーブランドのさらなる発展を目指しております。また、当社が地域社会の人々と共に発展することを目指して行ってきたインドネシア・スラウェシ島におけるトラジャ事業は、CSRという言葉が市場で耳目を集める遥か以前から取組んできたCSR活動そのものであり、当社直営のパダマラン農場は、「レインフォレストアライアンス」及び「グッドインサイド」の2つの認証を取得するという国際的にも競争力のあるコーヒー農場となっております。さらに、トラジャの生産農家の栽培技術向上に資するべくコーヒーアワードを創設するなど現地との一体化と共生を深めております。

(f) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、平成27年6月24日よりコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため監査等委員会設置会社に移行しております。また、当社は、経営判断の意思決定スピードを速めるとともに経営と業務執行を分離することで執行責任と権限を明確にするために、執行役員制度を導入しており、月1回定例開催する取締役会や、必要に応じた臨時取締役会の開催のほかに、原則として週1回、取締役、執行役員及び経営幹部で構成する業務執行会議を開催しております。なお、4名の監査等委員である取締役のうち3名を社外から招聘するなどしております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定がされることを防止するための取組み

(イ) 当社発行株式の大規模買付行為に対する対応策（買収防衛策）による取組み

- (a) 本プランは、当社の特定の株主及び当該株主と一定の関係にある者の株券等保有割合・株券等所有割合の合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得等（以下「大規模買付行為」といいます。）を行おうとする者（以下「大規模買付行為者」といいます。）を適用対象としております。

大規模買付行為者は、取締役会又は株主総会において、新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実施してはならず、また、買付意向表明書、独立委員会が提出を求める必要情報回答書・追加回答書の提出を通じて、独立委員会に対し情報を提供し、独立委員会は、必要に応じて、株主の皆様に対し、当該情報の全部又は一部を開示します。

- (b) 独立性の高い社外取締役等で構成され、独立委員会規則に従い運営される独立委員会は、上記の情報について、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点から所定の期間内に評価・検討し、独立委員会としての意見を取りまとめます。その際、独立委員会は、必要に応じて、取締役会に対し意見等の提示を求めます。その上で、独立委員会は、所定の判断基準に従って、取締役会に対し、新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施又は株主総会の決議を得るべき旨を勧告します。これらの意見等の内容は、必要に応じて、株主の皆様にも適時適切に開示されます。
- (c) 取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、所定の要件に従って新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る決議を行うか、又は株主総会にその実施・不実施に係る議案を付議します。なお、取締役会が新株予約権の無償割当ての実施を決議するのは、大規模買付行為が、(i) いわゆるグリーンメーラーであったり、当社の焦土化を意図している場合等で、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合、(ii) 強圧的二段階買付け等に当たる場合、(iii) その条件が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当である場合等に該当し、かつ、新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合です。

(d) 取締役会又は株主総会によって、新株予約権の無償割当ての実施が決議された場合、当社は、大規模買付行為者による権利行使は認められないとの行使条件等が付された新株予約権を、当社を除くすべての株主に対して、無償割当ての方法により、その保有する当社普通株式1株につき新株予約権1個を上限として当該決議において別途定める割合で割当てます。ただし、新株予約権の無償割当てが実施された後であっても、当社独立委員会の勧告に従い、当該新株予約権の無償割当ての中止又はその無償取得を行うことがあります。

(e) 本プランは、株主総会又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われない限り、平成27年6月24日開催の第63期定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会終結時までを有効期間とします。

(ロ) 上記③(イ)の取組みに対する取締役会の判断及びその理由

(a) 本プランが本基本方針に沿うものであること

本プランにおいては、大規模買付行為者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供すること及び取締役会又は株主総会において本プランの発動・不発動に係る決議がなされた後に大規模買付行為を開始することを求め、本プランの手続きを遵守しない買収提案、必要かつ十分な情報を提供しない買収提案、さらに、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から問題のある買収提案に対して、取締役会が、新株予約権の無償割当てを実施することがあるとするものです。

このように、本プランは、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない大規模買付行為に対し、対抗措置を講じるものですので、取締役会としては、本基本方針の考え方に沿うと考えております。

(b) 本プランが当社株主の共同の利益を損なうものでないこと

本プランは、大規模買付行為に際して、株主の皆様に必要なかつ十分な情報と検討時間を確保することを可能にする手続きを定めたものであり、この趣旨に反する大規模買付行為者に対し、対抗措置を講じることを定めています。

また、本プランは、株主の皆様が株主総会におけるご承認を条件に導入・継続されるだけでなく、株主の皆様の意思により有効期間中でも廃止できることとされています。

これらの設計は、いずれも、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることを念頭に置いたものですので、当社取締役会としては、本プランが当社株主の共同の利益を損なうものでないことは明らかであるとと考えています。

(c) 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランは、大規模買付行為について、必ず取締役会からの独立性が担保された独立委員会の評価・検討を経ることとされ、取締役会は、独立委員会から出される勧告を最大限尊重する必要があるとされているほか、独立委員会から対抗措置を実施すべき旨の勧告がなされた場合であっても、取締役会が、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切であると判断する場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る議案を付議できるとされている点に特徴がありますが、独立委員会が新株予約権の無償割当ての不実施を勧告している場合にまで、取締役会に株主総会に対するかような議案の付議を認めているものではなく、当社取締役会が、当社独立委員会の勧告を無視し、株主総会を利用して新株予約権の無償割当てを実施するといった恣意的な行為ができないように設計されております。

また、その他にも、新株予約権の無償割当てを実施するにあたっては、所定の合理的かつ詳細な客観的要件が充足される必要があること、有効期間を短期間に限定し、有効期間中であっても、株主の皆様の意思により廃止することが可能になっていることといった特徴があり、本プランの採否及び内容において、取締役会の恣意的な判断が極力排除されるように設計されております。

そのため、取締役会としては、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えています。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	29,211	流 動 負 債	12,289
現 金 及 び 預 金	6,708	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	7,859
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	11,057	短 期 借 入 金	172
有 価 証 券	2,000	未 払 金	1,870
商 品 及 び 製 品	2,703	未 払 法 人 税 等	387
仕 掛 品	207	賞 与 引 当 金	596
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	5,664	そ の 他 の 引 当 金	3
繰 延 税 金 資 産	298	そ の 他	1,398
そ の 他	598		
貸 倒 引 当 金	△25	固 定 負 債	2,385
		長 期 借 入 金	190
		繰 延 税 金 負 債	96
固 定 資 産	21,496	再評価に係る繰延税金負債	478
有 形 固 定 資 産	14,332	そ の 他 の 引 当 金	3
建 物 及 び 構 築 物	5,210	退 職 給 付 に 係 る 負 債	914
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,069	資 産 除 去 債 務	270
土 地	6,315	そ の 他	430
そ の 他	737	負 債 合 計	14,674
無 形 固 定 資 産	501	純 資 産 の 部	
の れ ん	226	株 主 資 本	38,428
借 地 権	100	資 本 金	4,628
ソ フ ト ウ ェ ア	102	資 本 剰 余 金	5,040
電 話 加 入 権	60	利 益 剰 余 金	29,650
そ の 他	11	自 己 株 式	△891
投資その他の資産	6,662	その他の包括利益累計額	△3,050
投 資 有 価 証 券	4,933	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	652
長 期 貸 付 金	93	土 地 再 評 価 差 額 金	△3,545
繰 延 税 金 資 産	66	為 替 換 算 調 整 勘 定	23
差 入 保 証 金	1,319	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△181
そ の 他	420	非 支 配 株 主 持 分	654
貸 倒 引 当 金	△170	純 資 産 合 計	36,032
資 産 合 計	50,707	負 債 及 び 純 資 産 合 計	50,707

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高	62,996		
売上原価	45,710		
売上総利益	17,286		
販売費及び一般管理費	15,908		
営業利益	1,377		
営業外収益			
受取利息	6		
受取配当金	81		
持分法による投資利益	49		
受取家賃	32		
貸倒引当金戻入額	10		
その他	59		240
営業外費用			
支払利息	7		
為替差損	41		
賃貸借契約解約損	3		
その他	5		58
経常利益			1,559
特別利益			
固定資産売却益	22		
投資有価証券売却益	365		
国庫補助金	33		420
特別損失			
減損損失	334		
持分変動損失	4		
災害による損失	4		344
税金等調整前当期純利益			1,636
法人税、住民税及び事業税			662
法人税等調整額			30
当期純利益			943
非支配株主に帰属する当期純損失			△191
親会社株主に帰属する当期純利益			1,134

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,628	5,040	28,916	△891	37,693
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△400		△400
親会社株主に帰属する当期純利益			1,134		1,134
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	734	△0	734
当 期 末 残 高	4,628	5,040	29,650	△891	38,428

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	860	△3,545	△4	△142	△2,831	847	35,709
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△400
親会社株主に帰属する当期純利益							1,134
自 己 株 式 の 取 得							△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△208	—	28	△38	△218	△192	△411
当 期 変 動 額 合 計	△208	—	28	△38	△218	△192	323
当 期 末 残 高	652	△3,545	23	△181	△3,050	654	36,032

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | | |
|---|-------------------------------------|-----|
| ① | 連結子会社の数 | 11社 |
| ② | 連結子会社の名称 | |
| | 株式会社イタリアントマト | |
| | ITALIAN TOMATO ASEAN Sole Co., Ltd. | |
| | 株式会社アマンド | |
| | ニック食品株式会社 | |
| | キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社 | |
| | 株式会社キョーエイコーポレーション | |
| | キーアソシエイツ株式会社 | |
| | スラウェシ興産株式会社 | |
| | P. T. TOARCO JAYA | |
| | honu加藤珈琲店株式会社 | |
| | 有限会社オーギュスト | |

(2) 持分法の適用に関する事項

- | | | |
|---|-----------------|----|
| ① | 持分法を適用した関連会社の数 | 3社 |
| ② | 持分法を適用した関連会社の名称 | |
| | 沖縄キーコーヒー株式会社 | |
| | 台湾キーコーヒー株式会社 | |
| | 株式会社銀座ルノアール | |

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日が、連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会 社 名	期 末 決 算 日
株式会社イタリアントマト	2月末日
ITALIAN TOMATO ASEAN Sole Co., Ltd.	12月末日
株式会社アマンド	2月末日
P. T. TOARCO JAYA	12月末日
honu加藤珈琲店株式会社	2月末日

連結子会社の期末決算日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をしております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料及び仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品、貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び運搬具 4～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する部分を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、発生年度に全額費用処理しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却を行っております。主な償却期間は5～7年であります。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

⑧ 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。これによる損益に与える影響額は軽微であります。

⑨ 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

23,821百万円

(2) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日改正）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」を採用しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

236百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首 株 式 数 (株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株 式 数 (株)
普 通 株 式	22,689,000	—	—	22,689,000

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首 株 式 数 (株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株 式 数 (株)
普 通 株 式	457,945	95	—	458,040

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加95株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成28年6月22日開催の第64期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配 当 金 総 額 200百万円
- ・1株当たり配当額 9円
- ・基 準 日 平成28年3月31日
- ・効 力 発 生 日 平成28年6月23日

ロ. 平成28年10月24日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配 当 金 総 額 200百万円
- ・1株当たり配当額 9円
- ・基 準 日 平成28年9月30日
- ・効 力 発 生 日 平成28年11月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの平成29年6月21日開催予定の第65期定時株主総会において次のとおり付議致します。

- ・配 当 金 総 額 200百万円
- ・1株当たり配当額 9円
- ・配 当 の 原 資 利益剰余金
- ・基 準 日 平成29年3月31日
- ・効 力 発 生 日 平成29年6月22日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主として内部留保による方針であります。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブは利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

また取引先企業に対し長期貸付けを行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各営業部門の該当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。
(注2) 参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預金	6,708	6,708	—
② 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (※)	11,057 △ 25		
	11,031	11,031	—
③ 有価証券及び投資有価証券	6,779	6,761	△18
④ 長期貸付金 貸倒引当金 (※)	93 △ 65		
	28	27	△1
⑤ 差入保証金	1,319	1,312	△6
資 産 計	25,867	25,841	△25
① 支払手形及び買掛金	7,859	7,859	—
② 短期借入金	172	172	—
③ 未払金	1,870	1,870	—
④ 未払法人税等	387	387	—
⑤ 長期借入金	190	189	△1
負 債 計	10,482	10,480	△1

(※) 受取手形及び売掛金、長期貸付金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、合同指定金銭信託等については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 長期貸付金、⑤ 差入保証金

長期貸付金並びに差入保証金については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値から信用リスクを適切に考慮した貸倒見積額を差し引く方法により算定しております。

負 債

① 支払手形及び買掛金、② 短期借入金、③ 未払金、④ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 長期借入金

これらは、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	67
関連会社株式（非上場株式）	85

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,591円39銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 51円04銭 |

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	27,222	流 動 負 債	10,910
現 金 及 び 預 金	5,539	買 掛 金	7,420
受 取 手 形 金	66	リ ー ス 債 務 金	31
売 掛 金	10,588	未 払 金	1,628
有 価 証 券	2,000	未 払 消 費 税	415
商 品 及 び 製 品	2,709	未 払 費 用	494
仕 掛 品	201	未 払 法 人 税 等	341
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	5,468	預 け 金	39
前 渡 金	9	賞 与 引 当 金	538
前 払 費 用	136	そ の 他	1
繰 延 税 金 資 産	246		
そ の 他	276		
貸 倒 引 当 金	△19		
固 定 資 産	18,907	固 定 負 債	1,246
有 形 固 定 資 産	12,461	リ ー ス 債 務	24
建 物	4,289	繰 延 税 金 負 債	125
構 築 物	65	再評価に係る繰延税金負債	478
機 械 及 び 装 置	1,708	退 職 給 付 引 当 金	499
車 両 運 搬 具	10	資 産 除 去 債 務	9
器 具 備 品	387	そ の 他	108
土 地	5,917		
建 設 仮 勘 定	82		
無 形 固 定 資 産	194	負 債 合 計	12,156
借 地 権	99	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	42	株 主 資 本	36,863
電 話 加 入 権	51	資 本 金	4,628
そ の 他	1	資 本 剰 余 金	5,049
		資 本 準 備 金	5,049
投 資 そ の 他 の 資 産	6,251	利 益 剰 余 金	28,076
投 資 有 価 証 券	3,308	利 益 準 備 金	609
関 係 会 社 株 式	2,392	そ の 他 利 益 剰 余 金	27,467
出 資 金	6	圧 縮 記 帳 積 立 金	128
長 期 貸 付 金	46	別 途 積 立 金	24,500
従業員に対する長期貸付金	3	繰 越 利 益 剰 余 金	2,839
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	67		
更 生 債 権 等	28	自 己 株 式	△891
長 期 前 払 費 用	19		
差 入 保 証 金	297	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△2,889
会 員 権	227	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	655
そ の 他	1	土 地 再 評 価 差 額 金	△3,545
貸 倒 引 当 金	△148		
資 産 合 計	46,130	純 資 産 合 計	33,973
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	46,130

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	55,182
売上原価	40,139
売上総利益	15,043
販売費及び一般管理費	13,646
営業利益	1,396
営業外収益	
受取利息	2
有価証券利息	0
受取配当金	76
受取家賃	37
貸倒引当金戻入額	10
その他	40
営業外費用	
支払利息	1
車両事故損失	0
その他	1
経常利益	1,560
特別利益	
投資有価証券売却益	365
国庫補助金	33
特別損失	
減損損失	31
関係会社株式評価損	745
災害による損失	4
税引前当期純利益	1,177
法人税、住民税及び事業税	577
法人税等調整額	33
当期純利益	567

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年4月1日から）
（平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	4,628	5,049	5,049
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
圧縮記帳積立金の積立			
圧縮記帳積立金の取崩			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	4,628	5,049	5,049

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計 合
圧縮記帳 積 立 金		別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	609	107	24, 500	2, 692	27, 909
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△400	△400
当 期 純 利 益				567	567
自 己 株 式 の 取 得					
圧縮記帳積立金の積立		22		△22	—
圧縮記帳積立金の取崩		△2		2	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	20	—	146	167
当 期 末 残 高	609	128	24, 500	2, 839	28, 076

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△891	36,696	860	△3,545	△2,684	34,012
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△400				△400
当 期 純 利 益		567				567
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0				△0
圧縮記帳積立金の積立		—				—
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		—	△205	—	△205	△205
当 期 変 動 額 合 計	△0	166	△205	—	△205	△38
当 期 末 残 高	△891	36,863	655	△3,545	△2,889	33,973

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
時価のあるもの
事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 製品、原材料及び仕掛品
総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ② 商品、貯蔵品
最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15～50年
機械及び装置	10年
器具備品	2～6年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
自社利用のソフトウェアについては定額法を採用しており、償却年数は5年であります。
- ③ リ ー ス 資 産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長 期 前 払 費 用
均等償却

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸 倒 引 当 金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞 与 引 当 金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度の負担に属する部分を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、発生年度に全額費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。これによる損益に与える影響額は軽微であります。

(6) 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(7) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたものの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	440百万円
短期金銭債務	132百万円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 19,549百万円

- (3) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日改正）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」を採用しております。

再評価を行った年月日	平成14年3月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	236百万円

- (4) 取締役に対する長期金銭債務 23百万円

取締役に対する長期金銭債務は、将来の退任時に支給する退職慰労金に係る債務であります。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	売上高	1,541百万円
	仕入高	1,209百万円
	その他	495百万円
営業取引以外の取引		7百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	457,945	95	—	458,040

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加95株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

平成29年3月31日現在

百万円

繰延税金資産	関係会社株式評価損	359
	賞与引当金	166
	退職給付引当金	152
	投資有価証券評価損	71
	その他	195
	小計	944
	評価性引当額	△505
	繰延税金資産計	439
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	△253
	圧縮記帳積立金	△56
	その他	△7
	繰延税金負債計	△317
	繰延税金資産の純額	121
再評価に係る繰延税金資産	再評価に係る繰延税金資産	1,417
	評価性引当額	△1,417
	再評価に係る繰延税金資産計	—
再評価に係る繰延税金負債	再評価に係る繰延税金負債	△478
	再評価に係る繰延税金負債の純額	△478

6. 退職給付会計に関する注記

採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として企業年金基金制度を採用しております。

また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,528円21銭
(2) 1株当たり当期純利益	25円51銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

キーコーヒー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 米澤英樹 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 斎藤毅文 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キーコーヒー株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キーコーヒー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

キーコーヒー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米澤英樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 斎藤毅文 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キーコーヒー株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

キーコーヒ一株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	清水 信 行 ㊞
監査等委員	前 原 一 雅 ㊞
監査等委員	梶 山 智 ㊞
監査等委員	中 川 幸 三 ㊞

(注) 監査等委員前原一雅及び梶山智、中川幸三は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上